

官報

號外

明治二十五年十二月十六日 金曜日 內閣官報局

○第四回 衆議院議事速記録第十三號

明治二十五年十二月十五日(水曜日)午後一時十七分開議

議事日程 第十三號 明治二十五年十二月十五日

午後一時開議

- 第一 辯護士法案(政府提出)
第二讀會ノ續 (特別委員 長報告)
- 第二 新聞紙條例改正案
第一讀會ノ續 (特別委員 長報告)
- 第三 出版條例改正案
第一讀會ノ續 (特別委員 長報告)
- 第四 版權法案
第一讀會ノ續 (特別委員 長報告)
- 第五 郡制改正法案
第一讀會ノ續 (特別委員 長報告)
- 第六 衆議院規則改正案(川越進君外一名提出)
第七 航路擴張建議案(西山志澄君外八名提出)

○議長(星亨君) 諸君、是ヨリ開會致シマス

(水野書記官長朗讀)

小野隆助君外一名提出ニ係ル郡分合ニ關スル質問ニ對シ井上內務大臣ヨリ、加藤政之助君外二名提出ニ係ル千島群島米國漁業ノ件外三件ニ關スル質問ニ對シ井上內務大臣渡邊大藏大臣後藤農商務大臣ヨリ答辯アリタリ
衆議院議員小野隆助外一名ヨリ郡分合ニ關スル質問ニ對シ內務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治二十五年十二月十四日

衆議院議長星亨殿

內閣總理大臣臨時代理
內務大臣伯爵井上馨

衆議院議員小野隆助外一名提出郡分合ノ件ニ付質問ニ對スル別紙答辯書差進候也

明治二十五年十二月十三日

衆議院議長星亨殿

內務大臣伯爵井上馨

衆議院議員小野隆助外一名提出郡分合ニ關スル質問ノ答辯書郡ノ分合ハ固ヨリ郡制實施ノ準備ニ缺クヘカサルノ要件タリ然レトモ此事タル施政ノ得失郡民ノ利害ニ關スルコト鮮クナラサルヲ以テ殊ニ慎重ヲ加ヘサルヘカサルノミナラス曩ニ郡分合法案ヲ帝國議會ニ提出セシ以來地方人民ノ其利害ヲ陳疏スル者少シトセス故ヲ以テ政府ハ更ニ深ク之ヲ審察シテ分離合併ノ事ヲ決シ以テ郡制實施ノ準備ヲ完フセシコトヲ期ス
右及答辯候也

明治二十五年十二月十三日

內務大臣伯爵井上馨

衆議院議員加藤政之助外二名ヨリ千島群島米國漁業ノ件外三件ニ關スル質問ニ對シ內務大臣渡邊大藏大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治二十五年十二月十四日

衆議院議長星亨殿

內閣總理大臣臨時代理
內務大臣伯爵井上馨

衆議院議員加藤政之助外二名提出質問書中北海道土地拂下處分及工事受負金下渡シ手續ノ件質問ニ對スル別紙答辯書差進候也

明治二十五年十月十三日

衆議院議長星亨殿

內務大臣伯爵井上馨

衆議院議員加藤政之助外二名提出質問書中第二項北海道土地拂下處分及第三項工事受負金下渡シ手續ノ件質問ニ對スル答辯書第一現行ノ規則ニ據リ貸下ケタル土地ニシテ豫定ノ如ク成功セサルモノヲ檢出セントキハ其返納ノ處分ヲ施セリ又現行ノ規則ニ於テ土地ヲ拂下クルハ開墾成功ノモノニ限レリ故ニ規則ニ背キタルモノヲ處置セサルノ事實ナシ
然リト雖モ貸下地ハ逐年多キヲ加ヘ之レニ應スルノ費用ト手數ヲ増加スルヲ以テ敏捷ノ整理ヲ爲シ難シ故ニ適實ノ方法ヲ設ケ以テ速ニ檢査ノ周到ヲ期セントス
第二北海道廳ニ於テ工事受負代金ヲ下渡スニ付テハ質問ノ如キ慣習ナシ然リト雖モ偶々同廳ノ官吏ニシテ質問ノ如キ手段ヲ以テ工事請負賃金ヲ費消シタルモノアリタルニ由リ既ニ相當ノ處分ニ及ヒタルモノ之レカ爲メ受負人ノ訴ヲ受ケタルモノナシ
右及答辯候也

明治二十五年十二月十三日

衆議院議長星亨殿

內務大臣伯爵井上馨

衆議院議員加藤政之助ヨリ提出ニ係ル北海道水產稅ニ關スル件ニ付質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治二十五年十二月十三日

衆議院議長星亨殿

大藏大臣渡邊國武

水產稅ノ質問ニ對スル答辯書

北海道水產稅則第六條但書ニ依リ水產物ノ賣買相場ヲ定ムルニ當リ明治二十一年ヨリ同二十三年ニ至ル三箇年間ノ平均ヲ基礎トシタルハ最近年間ニ依リタルモノナリ又納稅委員ニ關スル費用ヲ納稅人組合ノ負擔トシタルハ同稅則第九條但書ニ依リタルモノナリ
又水產稅額改正ハ始メテ本年度ヨリ施行スルモノナルヲ以テ未タ實際ノ結果ヲ見ルニ至ラスト雖モ之カ爲メ漁業上ニ衰頹ヲ來ス恐レ之レナキ見込ナリ
右及答辯候也

明治二十五年十二月十三日

大藏大臣渡邊國武

衆議院議員加藤政之助外二名提出質問書中第一項千島群島米國船漁業ノ件ニ付質問ニ對スル別紙答辯書差進候也

明治二十五年十二月九日

農商務大臣伯爵後藤象二郎

衆議院議長星亨殿

衆議院議員加藤政之助外二名提出質問書中第一項千島群島米國船漁業ノ事ニ關スル質問ニ對スル答辯書

近年北海道千島近海ニ外國漁船ノ往來スルヲ以テ政府ハ昨二十四年軍艦海門艦ヲ派シ本年亦磐城艦ヲ派シ以テ北海道千島群島間ヲ巡邏セシメタリ然レトモ密獵船ヲ現場ニ捕拿スルノ場合ニ遭遇セズ昨二十四年横濱函館ニ入港スル外國漁船ヲ計査スルニ總計十五隻ニシテ内横濱ニ十一隻函館ニ四隻トス而シテ磐城艦ノ報告ニ據レハ本年一月ヨリ六月末マテ函館ニ入港スル漁船ハ米船六隻英船一隻其他薪水ノ供給ヲ得ンカ爲メ厚岸色古丹ニ入港スルモノ五隻ナリトス然レトモ其果シテ密獵船ナルヤ否ハ確認スルニ由ナカリキ

米國艦漁船ノ桑港ヲ發シテ千島近海ヲ經過シ「ラコック」海ニ赴クハ既ニ三十年以前ヨリノ事ニシテ其船數ハ毎年増減アリト雖モ捕獲ノ量數ハ平均凡ツ七八千石ニ下ラスト云フ然レトモ外國漁船カ捕獲ニ從事スル漁場ノ果シテ帝國領海ノ内ニ在ルヤ否ハ未タ正確ナル報告ヲ領セズ

今後ノ處置ハ復タ獵期ニ際シ軍艦ヲ巡邏セシムルニアリ而シテ政府ハ將來帝國人民ノ遠海漁業ヲ獎勵シテ我近海ニ來漁スル外國漁船ノ乗スヘキ覺察ナカラシメンコトヲ期ス即チ本年度豫算案ニ水產調査所費ヲ掲ケタルカ如キハ漁場ノ探檢ト漁業ノ改良トヲ獎勵セントスルノ主意ニ外ナラス

右別紙外國漁船出入調書ヲ添へ及答辯候也

明治二十五年十二月九日

農商務大臣伯爵後藤象二郎

外國漁船出入調

(一)横濱函館兩港出入

横濱港 自二十四年四月至二十五年三月

函館港 二十四年中

國名	瑞典		米國		英國	
	入	出	入	出	入	出
計	—	—	—	—	—	—

(二)函館入港外國漁船

明治二十五年中磐城艦千島群島巡邏狀況中摘要

年次	明治二十三年	明治二十四年	明治二十五年
自	一月一日	一月一日	一月一日
至	十二月三十一日	十二月三十一日	十二月三十一日

船名	英國	瑞典	露國	英	米	英	米	英	米	英	米
船種	帆船	帆船	帆船	帆船	帆船	帆船	帆船	帆船	帆船	帆船	帆船
船長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

噸數 五〇 七四 六四 五〇 八〇 一二五 一〇三 二五六 一四九 七五 二八九

乘組人員 二二 一八 八 二二 一八 三四 同上 三七 二二 二〇 一

積荷 鹿鹿 二 二 一 三五 一 一 二〇一 五〇〇 一五七一 二五二 輕荷

積荷ノ價 鹿鹿 二五六 石炭 二〇八 鹿鹿 一〇、三八四 鹿鹿 三、三八 鹿鹿 三、六〇〇 鹿鹿 三〇

計 鹿鹿 四〇〇 鹿鹿 四五 鹿鹿 一〇、八三〇 鹿鹿 六九八 鹿鹿 五五、五二〇

附 磐城艦報告摘要

明治二十五年四月二十六日 米船二隻 (ジ、エス、ホワイト) 厚岸ニ入港

同 五月下旬 米船一隻 (ラプス、オルスン) 厚岸ニ入港

同 九月二十六日 英船一隻 (ノーマー) 色古丹ニ入港

同 九月三十日 米船一隻 (ダイアナ) 色古丹ニ入港

此他本年七月九日磐城艦厚岸灣外ニ外國船ヲ認メ同八月二十日幌廷島片岡灣ニ外國船ヲ認メタレトモ我艦ヲ望テ帆走シ去レリ

高須峯造君藤野政高君ヨリ裁判所管轄區域變更法律案ヲ提出セラレタリ狩獵法案審查特別委員長ニ角田眞平君同理事ニ大島信君當選セラレタリ

○議長(星亨君) 是ヨリ會議ニ取掛リマス

○河野廣中君(二百一十二番) 私ハ一寸豫算委員會ノ報告ヲ致シタウゴザリマス

○議長(星亨君) 少シ諸君ニ諮ルコトガアリマスカラ其上デ——岡崎邦輔君ヨリ二週間ノ請假又安岡雄吉君ヨリ三週間ノ請假ヲ願出テラレマシタガ、皆兩氏トモ病氣デアリマスサウデス、之ヲ許スコトニ致シマスカ

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ許スコトニ致シマス——五十二番

○青山朗君(三十番) 昨日海軍大臣ヨリノ答辯ニ依リマシテ、一言諸君ニ申置キタイノデアリマス

○議長(星亨君) 五十二番ニ許シマシタカラ——河野君ノ後ニシテ

(加藤政之助君演壇ニ登ル)

○加藤政之助君(五十二番) 本員ノ提出致シマシタル所ノ質問書ニ對シマシテ政府ヨリ答辯ガゴザリマシタガ、其答辯書ノ朗讀ヲ承リマスルコト云フト如何ニモ不十分デアル、本員ガ質問致シタル所ノ要領ヲ得ナイ、ソレガ故ニ茲ニ重ネテ此質問シタル所ノ趣意ヲ敷衍シテ、尙ホ政府ノ私ハ再答ヲ煩ハサウト思ヒマス、ソレハ如何ナルコトデアアルカト申シマスルコト言フト、政府ハ此千島群島ノ漁業其他ノ事ニ就イテ、私ノ提出致シマシタル所ノ質問ニ對シテ答辯致シマスルノニ、成程北海道千島ニハ密獵船ガ來ルト云フコトデアアル來タ數モ此ノ如クデアアル、ソレガ故ニ政府ハ軍艦ヲ二度程派出シテ之ガ取締ノ道ヲ講ジテ見タ、併ナガラ今日ニ至ル迄未ダ一回モ外國船ヲ捕ヘタ

コトハ無い、又此密獵船ニ就イテ精確ナル報告モ得テ居ラナイ、斯様ナル答辯デゴザリマス、私ハ私ノ質問ニ對シテ政府ガ此ノ如キ茫漠タル答辯ヲ爲シテツレデ責任ヲ盡シタリト思フテ居ルノニ實ニ驚カザルヲ得ナイ、何故ナレバ北海道千島近海外國船漁獵ノ有様ト云フモノハ、實ニ驚クベキ有様デアルノデアル、其事ヲ是ヨリ一言致シマスガ、露領ノカハニ、實ニ驚クベキ有様デアルノ千島ノ日本領ノ島ハ何處デアルカト申シマス、ト云フ所デアル、ソレニ續イテばらむろト云フ島ガアル、而シテ此ばらむろト云フ島ニハ、是ヨリ先キ土人ガ住居シテ居タルノデアル、處ガ明治十八年ノ頃デアッダカ、芳川顯正君ガ内務大臣タリシ時ト小生ハ記憶シテ居リマス、北海之道ヲ巡視致シテ此ばらむろニ赴イテ、ばらむろニ住マシテ居ル所ノ土人ヲ故ラニ引上ゲテ、之ヲ悉たニ移シタルノデアル、ソレガ故ニ此ばらむろヨリ先キノ所ハ無人島ニナツテ居ル、此ヨリ先キノ無人島ノ日本ノ管轄ニ屬スル千島ノ群島ハ、幾ッデアアルカト申シマス、ト二百八十六アルノデアアル、而シテ露西亞ハ此カハむろノ近傍ニ如何ナル取締ヲ施シテ居ルカト申シマス、ト外國ノ軍艦ガ多數ニ參ッテ密獵ヲ致スニ附イテ、年々歳々四艘ノ軍艦ト云フモノヲ出シテ、是ガ取締ノ道ヲ講ジテ居ルノデアル、而シテ我日本ハドウデアアルカト云フ、前政府ノ答辯ニアツタ通り僅カ此二艘ノ軍艦ヲ二度程出シタルトス様ニ云フテ居ル、處ガ此軍艦ヲ取締ニ出シタル時期ガ何時カト云フ、何時モ此漁獵期ガ過ギテ仕舞ッテ、モウ獵ヲスルコトハ終ヘテ仕舞ッテ、即チ此密獵船ガスッカリ密獵ヲシテモウ引上ゲタルト云フ跡ニバカリ往ッタルノデアル、ソレガ何故ニ左様カト申シマス、ト、我海軍省デハ軍艦ヲ派出シテ、之ガ取締ヲサナケレバナラヌト云フコトニ附イテ幾分カ意ハ用ヒテ居リマス、ケレドモ、畢竟此海軍ノ技術ガ不十分ナルガタメニ北海道ハ霧ガアルト云フノデ、此霧ノアル時ニハ軍艦ヲ出シキナナイノデアアル、而シテ漁獵ノ期ハ何時カト云フ、何時モ此霧ノアルト云フ時分デアアル、而シテ此霧ヲ避ケテ密獵船ヲ出スモノデゴザリマス、ト、何時モ密獵船ガ密獵ヲシテ去ッテ仕舞ッタル、此逃ゲテ仕舞ッタル跡ニ往クト云フ有様デアル、斯様ナ有様デドウシテ密獵船ガ幾ラ參ッテモ之ヲ捕獲スルコトガ出来セウカ、密獵船ヲ捕ヘルコトガ出来ルカ、畢竟政府ハ取締ノタメニ軍艦ヲ出シタルト云フノハ、我ニ對シテ答フルノ口實タルニ過ギナイ、政府ノ所爲ハ實ニ怪シカラヌト云ハザルヲ得ナイ、而シテ政府ハ密獵船ノアルコトニ附イテハ精確ナル報告ヲ得ナイト云フテ居リマス、ケレドモ精確ナル報告ヲ得ナイト云フノハ、實ニ政府ノ怠リト謂ハナケレバナラヌ、是ヨリ密獵船ノアツタト云フ事實ヲ諸君ニ御話仕リマセウ、(モウ好イ加減宜イテ呼ボ者アリ)イニ好イ加減宜クナ、此密獵船ノ來タ事實ハ年々北海道ノ漁獲シテ亞米利加ニ持ッテ往ッテ居ル、此熊、狐其他鱈ト云フ様々種類ハドレ丈カト申シマス、殆ト三十萬圓ノ金額ヲ年々亞米利加ニ持ッテ往ッテ賣捌イテ居ルノデアル、面シテ其事實ガアルト云フコトヲ證明スルコトノ出來ルノハ、恐多クモ、天皇陛下ノ侍從片岡君ガ、此千島ヲ巡視シテ、巡遊致シテばらむろニ參リマシタ時ニ、天幕ヲ張ッテ此片岡侍從ガ這入ッテ居リマスト云フ、其時ニ此亞米利加ノ密獵船ガ來タルノデアアル、サウシテ上陸致シタルデアアル、殆ト漁ヲ仕掛ケタルノデアアル、而シテ此片岡侍從ガ天幕ヲ張ッテツレニ住マシテ居ルト直ニツコニ至ッテ、お前ハ何ンデアアルト云フノ質問ヲシタ、故

ニ片岡侍從ハ之ニ對シテ如何ナル答ヲナシタルト云フ、己レハ、天皇陛下ノ侍從デアアル、此千島ヲ巡遊スルタメニ今此土地ニ參ッタルノデアアル、斯様ナル答ヲシタ所ガ、是ニ於テ彼ハ通ゲ詞ヲ使フテ己レハ薪炭ガ盡キタル此島ニ薪炭ヲ求メニ來タルト云フノデ、此一言ヲ聽イテ漁ヲ仕掛ケテ居タルデアアルガ、其事ヲ爲サズシテ引去ッタルト云フ事實デアアル、斯様ナル明瞭ナル事實ガアルニモ拘ラズ、政府ガ全ク北海道ノ千島群島ヲ保護スルコトヲ爲サズシテ、外國密獵船ノ蹂躪ニ任セルト云フノハ、殆ト我邦ノ此國權ヲ維持シ我邦ノ國土ヲ維持スルコト云フコトニ附イテ、政府ガ怠リヲ爲シタル所ノモデアアル、政府ハ我日本國ノ國土ヲ維持スルコトニ就イテ之ヲ用ヒザル所ノモデアアル、實ニ是ハ當局者ノ怠リデアアル、若シ此ノ如クデゴザリマシタルバ、之ガタメニ將來私ハ外交上難問題ヲ惹起サナイトモ謂ヘナイ、左様ノコトガアリマシタルバ、是レ日本帝國ノ一大事デアアル、我日本國ノ領地ヲ彼外國人ノ蹂躪ニ任セルト云フ譯デアアルカラ、決シテ我ニハ左様ナ處置ニ向ウテ甘ズルコトハ出來ナイ、此答ニ向ッテ我當局者ハ其責任ヲ盡サヌ所ノ者デアアルト、大聲疾呼シテ責メナケレバナラヌト小生ハ考ヘルノデアリマス、其他土地拂下ノコトニ就イテ政府ノ答辯ガアリマシタルケレドモ、是モ甚ダ不十分デゴザリマス、不十分デハゴザリマス、私ハ之ニ就イテハ長クナリマス、之ニ就イテハ辯ヲ費スコトハ致シマセウ、而シテ此工事請負ノ一段ニ至ッテハ、政府ハ工事請負ニ就イテ成程北海道ノ役人ガ請負人ト共謀シテ金ヲ無クシタルト云フコトハアツタ、併ナガラ之ガタメニ裁判ヲ受ケタコトハナイ、又此金ヲ前渡シスルコトガ慣例デアリナイト云フテ居ル、併ナガラ政府ガ此北海道ノ役人ガ此請負人ト共謀シテ費シタルト云フ事ガアルト云フ事丈ハ、私ノ質問ニ向ッテ政府ガ自白シタル譯デアアル、而シテ此事ガ慣例デアリナイト云フガ、私ノ聞ク所ニ據レバ、斯様ナ事實ハ北海道全道殆ト到處ニ是レアルト云フ話デアアル、然ラバ政府ガ是ガ慣例デアリナイト云フコトヲ申シマス、ハ、僅ニ道ゲ口上タルニ過ギヌノデアアル、畢竟斯様ナ事ガ澤山アルト云フノハ、政府ガ私ノ答辯ニ向ッテ自白シタル一事ニ就イテモ明カデアアルト私ハ考ヘマス、尙ホ水産稅ノ事ニ就イテハ政府ハ此納稅署ヲ置イタルノハ、成程置イテアルニ違ヒナイケレドモ、納稅署ヲ置イテ此納稅費ト云フモノヲ、人民ノ負擔ニ歸スルタメニ此二十年ニ水産稅ヲ改正シテ、三十何萬圓取ルガタメニ北海道ノ水産ノ事業ハ衰ヘルト云フ事實ハ見出サナイ、未ダ經驗中デアアル、斯様ナル所ノ答辯デゴザリマス、私ノ聞ク所ニ依リマス、ト云フ、此三十何萬圓ノ重イ水産稅ヲ取リマス、政府ガ年々歳々水産干場ニ向ッテハ、別ニ收穫ハナク唯水産ヲ干スト云フ丈ノ干場デアアル、之ニ向ッテ當リ前ノ稅ヲ徵收シテ居ル、加之又一方ニ於テ内地ト異ッタル制度ヲ設ケテ納稅署ナルモノヲ置イテ、其納稅署ノ費用殆ト三萬圓ト云フモノヲ、此水産稅ヲ納ムル所ノ人ニ納稅ガ歸シテ居リマス、斯様ナ事實ガアルタメニ北海道ノ水産ノ事業ニ從事シテ居ル人ハ非常に難儀ヲ致シテ、折角此網數ノ増サントスル所ノ漁業ハ、之ガタメニ衰ヘントスル徵候ヲ顯ハシタルト云フコトハ、アチラノ實業者カラ續々報道スル所ニ依ッテ誠ニ明カナル事實デアアル、然レニ政府ハ此等ノ事實アルニモ拘ラズツレニ意ヲ用ヒシテ、今ハ經驗中デアアルドウナルカ分ラナイ格別ナ妨ハナシ、保護獎勵シナケレバナラヌト云フコト北海道ノ漁業ハ發達シナケレバナラヌ、保護獎勵シナケレバナラヌト云フコト

トノ方針ニ背キタル所ノモノデアル、政府ノ是モ怠リデアルト云ハナケレバ
ナラヌト思フ、政府ガ斯様ナル事實ガアルナラバ、速ニ内地ト異ナツタ此納
稅署ト云フモノヲ、水産稅ノ納人ニ負擔サスルト云フコトヲ止メテ、此納稅
ノ重キモノヲ減シテ、北海道ノ水産業ヲ益シ、發達セシムルト云フコトニ意ヲ
用ヒナケレバナラヌ、之ヲ以テ政府ノ怠リデアルト思ヒマスカラ、私ハ政府
ニ向テ此等ノ點ニ就イテ再答ヲ煩ハシマス
○議長(星亨君) 二百十二番

(河野廣中君演壇ニ登ル)

○河野廣中君(二百十二番) 私ハ豫算委員會ノ報告ヲ致シマスル、昨日豫算
委員會ノ經過ノ大略ヲ御話ヲ申シテ置キマシタガ、其後尙ホ豫算委員會ヲ開
キマシテ、サウシテ二十六年度ノ豫算ハ悉皆調査済ニ相成リマシテ、既ニ議長
ノ手許マデ差出シテ置キマシタカラ、印刷ノ上ハ定メシ議長ヨリ配布セラル
ルデアリマセウ、而シテ其修正ヲ致シマシタ方法等ニ就キマシテハ、尙ホ御
報道ヲ致サネバナラヌコトモゴザイマスルガ、是ハ本案ヲ議シマスル場合
ニ至ッテ申述ベマシタ方ガ、頗ル場合ガ宜カラウト存ジマスルノデ、今日ハ
唯昨日ヲ以テ悉皆調査済ニ相成ッテ、議長ノ手許マデ差出シテ置キマシタ
云フ丈ノ、御報告ヲ致シテ止メテ置キマス
○議長(星亨君) 是ヨリ本日ノ議事日程第一ニ移リマス、即チ昨日ノ續ニ依ッ
テ辯護士法案ノ第七條ヲ會議ニ掛ケマス

第一 辯護士法案(政府提出)

第二讀會ノ續

○山田泰造君(百六十六番) 議長

○議長(星亨君) 百六十六番ハドウ云フノデスカ、修正デスカ

○山田泰造君(百六十六番) ハイ修正デス
(山田泰造君演壇ニ登ル)

○山田泰造君(百六十六番) 諸君、此辯護士法案ニ就キマシテ一言申上ゲタ
イ、此辯護士タル者ハ諸君モ御承知ノ如ク人民ノ依頼ヲ受ケテ裁判所ヘ出ル者
デアアル、即チ司法部ニ於テハ國民ノ代表者ト云フテ可ナルモノト考ヘル、即チ
立法部ニ於テ諸君ガ人ニ選舉サレテ此處ヘ出ルモノ一人ノタメニ依頼ヲ受ケ
テ裁判所ヘ出ルモノ、始同ジモノト云フテ可ナルモノデアラウ、最モ斯ノ如キ
場合ニ於テハ利害ノアル所ニ就イテハ、慎重ニ事ヲシナケレバナラヌコト、
考ヘル、ソレデ曩ニ辯護士法案ヲ提出シマシテ委員會ニ於テ修正セラレタ
ガゴザイマス、昨日マデニ第六條マデ決セラレテアリマス、此第七條ニ
七條トシテ一條ヲ加ヘタイノデアリマス、ソレハ曩ニ鳩山和夫君元田君不肖

○議長(星亨君) 山田君 七條ノ所ノ修正デスカ
○山田泰造君(百六十六番) イエ七條ヲ入レル……七條ヲ新ニ入レル

○議長(星亨君) 問ダニ入レルデスカ

○山田泰造君(百六十六番) 左様デゴザイマス——關信之介君丸山名政君即
チ我々ノ同僚諸君ト辯護士法案ヲ提出致シマシタ、其六條ノ精神ヲ此處ヘ再
ビ出シタイノデアリマス、ソレハドウ云フコトデアリマスカタ云ヒマスル
ト、先ツ七條ト致シマシテ斯様ナ文字ヲ、加ヘタイノデアリマス

判事檢事タリシ者、辯護士罷職後滿一箇年ヲ經タル者ニ限ル
ト云フノヲ置キタイト云フ、精神デゴザイマス

○議長(星亨君) 七條ノ中ノ一項デスカ

○山田泰造君(百六十六番) サウデナイ、六條ノ次ヘ七條トシテ入レタイノ
デアリマス

○議長(星亨君) 七條ノ上ダト、已ニ二章マデ濟シテ仕舞ッテ居ル

○千葉胤昌君(二百十四番) 第二章ノ中デスカ、一章ノ中デスカ

○山田泰造君(百六十六番) 昨日ハ六條マデト考ヘマシタカラ

○千葉胤昌君(二百十四番) サウスルト六條ノ尻ニデスカ

○山田泰造君(百六十六番) 左様デゴザイマス

○議長(星亨君) 六條ハ濟シタデスカ、別ノ項ニシマスカ

○山田泰造君(百六十六番) 左様デゴザイマス、七條トシテ入レタイデゴザ
イマス、此點ニ就キマシテハ諸君ニ餘程御注意ヲ仰ガナケレバナラヌコト、
考ヘマス、近來此裁判官ヲ辭シ檢事ヲ辭シテ、辯護士トナル人ガ澤山出
來テ來マシタデアリマス、サウシテ其裁判所ニ其職務ヲ奉ジテ居リタ人ガ、
昨日マデモ今日マデモ事務ヲ執ッテ居タ人ガ、民間ニ下ッテ直グニ其翌日
カラ辯護士トナツテ、其裁判所ヘ出ルト云フコトハ如何デアリマスカ、已ニ
裁判所ニ在ル時ハ、同僚ノ兄弟ノ如クアルモノデアアル、最モ其親シ
ノ深イモノデアアル、其人ガ直グニ其裁判所ヘ出テ辯護士トナル、決シテ收賄
ノコトハアリマスマイ又請託ノコトモアリマスマイ、併ナガラ裁判所ノ神聖
ヲ保ツト云フ點カラ申シマシタラ如何デアリマスルカ、決シテ此嫌ナキニシ
モアラズト云ハナケレバナリマセウ、故ニ本員ハ裁判ノ神聖ヲ保ツタメ此處
ニ判事檢事タリシ人ガ職務ヲ罷メテモ裁判所ニ職務ヲ行フニ當ッテハ、直ニス
ルト云フコトハ如何ニモ弊害ノアルコトデアラウト云フコトヲ私ハ信ズルノ
デアリマス、併シ私ハ今マデサウ云フ人ガアルヲ其人達ニ弊ガアルト云フノ
デハ無い、唯今申上ゲルガ如ク近來ハ段々多クサウ云フコトガアリマスル、多
クアルニ從ッテ或ハ弊害ガ生ジハシマイカト云フ懸念ヨリシテ、又一ニハ裁
判ヲシテ信用ヲ置カシムルガタメニ、爰ニ制限ヲ設ケタイト云フノデアリマ
ス、故ニ此判事檢事タリシ人ガ職務ヲ罷メテ後二箇年ヲ經ナケレバ往カヌ、斯
ウ云フコトノ制限ヲ設ケタイト云フノデアリマス、即チ當議會ニ提出サレマ
シタ所ノ舊六條ノ精神ニ外ナラヌモノデアリマス、爰ニ尙ホ又申上ゲマスル
ノハ、此唯今申上ゲマシタル所ノ鳩山君始メ六名ノ提出シマシタル原案ト云
フモノハ、東京新舊ノ組合ノ委員ヲ選ミマシテ、昨年來カラ種々ニ靜思熟考
致シテ是ハ作リタモノデアリマス、司法制度ニ於テ最モ慎重ヲ加ヘタル所デ
アリマス、之ヲ申上ゲマスルト即チ我々辯護士ノ意思ヲ爰ニ發表シタト云ッ
テ可ナルモノデアリマス

右申上ゲル次第デアリマス、故ニ此辯護士法案ノ六條ノ次ニ七條ト致シテ、
唯今申上ゲマシタル通ノ修正說ヲ爰ニ提出致シマス、諸君宜シク其點ニ就
イテ御注意ノ上賛成アラントヲ希望致シマス

○小西甚之助君(九十三番) 議長

○議長(星亨君) 九十三番ハ質問デスカ

○小西甚之助君(九十三番) 質問デハナイ、此第七條ノ第一項ト第二項トヲ

○議長(星亨君) 九十三番ハ質問デスカ

○小西甚之助君(九十三番) 質問デハナイ、此第七條ノ第一項ト第二項トヲ

○議長(星亨君) 九十三番ハ質問デスカ

○小西甚之助君(九十三番) 質問デハナイ、此第七條ノ第一項ト第二項トヲ

○議長(星亨君) 九十三番ハ質問デスカ

○小西甚之助君(九十三番) 質問デハナイ、此第七條ノ第一項ト第二項トヲ

○議長(星亨君) 九十三番ハ質問デスカ

○小西甚之助君(九十三番) 質問デハナイ、此第七條ノ第一項ト第二項トヲ

○議長(星亨君) 九十三番ハ質問デスカ

○小西甚之助君(九十三番) 質問デハナイ、此第七條ノ第一項ト第二項トヲ

○議長(星亨君) 九十三番ハ質問デスカ

○小西甚之助君(九十三番) 質問デハナイ、此第七條ノ第一項ト第二項トヲ

○議長(星亨君) 九十三番ハ質問デスカ

○小西甚之助君(九十三番) 質問デハナイ、此第七條ノ第一項ト第二項トヲ

○議長(星亨君) 九十三番ハ質問デスカ

○小西甚之助君(九十三番) 質問デハナイ、此第七條ノ第一項ト第二項トヲ

修正致サウト思ヒマス
○野出鎭三郎君(二百九十三番) 質問ガアリマス
○議長(星亨君) モウ九十三番ニ許シマシタ
○小西甚之助君(九十三番) 此第一項ハ
辯護士ハ各地方裁判所ニ備ヘタル辯護士名簿ニ登録セラル、コトヲ要ス
第二項ハ

辯護士ハ、其登録ヲ經タル地方裁判所ノ所屬トス
斯様ニ致サウト思フノデゴザイマス

○議長(星亨君) ソレハ何處ヘ御入レニナルノデスカ

○小西甚之助君(九十三番) 第七條ノ第一項ト第二項トハ唯今朗讀致シマシタルガ如ク修正シヤウト云フノデアリマス、最ウ一應讀ミマス

○議長(星亨君) 七條ノ……原案ノ七條デスカ

○小西甚之助君(九十三番) サウデス

○議長(星亨君) 修正ノ七條デハ無インデスカ

○小西甚之助君(九十三番) 原案ニ對シテ意思ヲ述ベマス、辯護士ハ各地方裁判所ニ備ヘタル辯護士名簿ニ登録セラルコトヲ要ス、辯護士ハ其登録ヲ經タル地方裁判所ノ所屬トス、斯様ニ修正ヲ致シマスル理由ハ、委員ニ於テモ第七條トシテ辯護士ハ、辯護士名簿ニ登録セラル、コトヲ要スト云フ一條ヲ挿入スルコトニシタノデゴザイマスガ、如何ニモ辯護士ハ辯護士名簿ニ登録セラル、コトヲ要スト云フコトハ、規定シナケレバナラヌコトデアアル、原案第一項ニ於テハ辯護士名簿ヲ各地方裁判所ニ備ヘルト云フコトヲ規定シ、第二項ニ於テハ其辯護士名簿ニ登録シタル結果ヲ規定シテアルノデアアル、併ナガラ此第二章ハ辯護士名簿ト云フ標題ガアルコトデゴザイマスカラ、ドウデモ辯護士名簿ニ登録スルコトノ必要ナルコトヲ規定シナケレバナラヌノデアアル、第一項ト第二項トハ唯暗黙ノ間ニ登録ノ必要ナルコトヲ云フタマデニシテ、決シテ明ニ云フテ無イノデアアル、此辯護士名簿ニ登録スルコト云フコトハ、辯護士ト云フノ名稱ヲ備ヘ、又辯護士トシテ職務ヲ行フニ就イテ、實ニ無カルベカラザル所ノ要件トシタルモノデアアル、故ニドウデモ此辯護士名簿ニ登録セラル、コトハ、必要ナルコトヲ規定シナケレバナラヌモノデゴザイマス、併ナガラ委員ガ故ラニ第七條ニ一箇條ヲ設クルト云フマデノ事ニハ及バナイト思フノデアアル、其委員ハ之ヲ一箇條ニ設クルト云フコトニシタナラバ、次ノ條即チ原案ノ第七條ニ於テハ自ラ文章ヲ變ヘナケレバナラヌコトニナル、即チ修正委員ハ第七條ニ於テ辯護士ハ辯護士名簿ニ登録セラル、コトヲ要スト書イタル上ハ、此第八條トシテアル所ノ第一項ニハ、辯護士名簿ハ各地方裁判所ニ之ヲ備フト云フヤウナコトニシナケレバ、即チ前ノ文旨ノ勢ヲ殺グト云フコトニナルノデゴザイマスカラ、前後ノ文章ノ連續ヲ整ヘヤウトスルニハ斯クシナケレバナリマセヌ、斯クスルト云フコトニナレバ寧ロ原案ノ第七條ト云フモノヲ本員ノ朗讀シタルガ如クニ修正ヲ致スコトガ甚ダ權衡モ宜クナリ、接續モ宜クナリ、其主旨モ明ニナルコト、思フノデゴザイマス、サウシテ此第三項ノ但シ其所屬ハ一裁判所ニ限ルト云フコトヲ削リマシタ所以ハ、全ク斯ノ如キ但書ヲ加ヘザルモ、所屬ト云フコトハ專屬ノ意味デアルト云フコトハ云ハナイデモ分ッテ居ルコトデアアル、故ニ斯ノ如キ文字

ヲ加ヘテ置クコトハ蛇足タルヲ免レヌコトデアリマス、蓋シ特別委員ニ於テモ斯様ナ意味ヲ以テ、此但書ヲ削リタモノト思フノデゴザイマス
以上述べマシタル理由デゴザイマスカラ、私ハ此第一項ト第二項ト云フモノヲ先キニ朗讀シタル通ニ、是非修正シナケレバナラヌト主張スル者デゴザイマス

○野出鎭三郎君(二百九十三番) 百六十六番デアリマスルカ、山田君ニ一寸質問シテ置キマス、(賛成者ガナイト呼ブ者アリ)賛成スルカネイカ……賛成スルニ附イテ質問シテ置ク……唯今山田君ノ述べラレマシタルノハ、判事檢事タリシ者ニテ辯護士トナルニハ、罷職後滿一箇年ヲ經タル者ニ限ルト、カウ云フ動議デアリマス……修正ト云フモノハ

○山田泰造君(百六十六番) サウデゴザイマス、其通りデゴザイマス

○野出鎭三郎君(二百九十三番) 宜シウゴザイマス、私モ是ハ賛成致ス者デゴザイマス、聊カ爰ニ賛成ノ理由ヲ一言致シタイ、(マダ議題ニハナリマセヌト呼ブ者アリ)イヤ賛成ヲ表スルニ就イテ一言申シタイ

○議長(星亨君) 賛成ナラ賛成式デ宜シイ

○谷河尚忠君(二百九十九番) 山田君ニ賛成

○藤野政高君(百七十七番) 山田君ニ賛成

○玉田金三郎君(百八十七番) 一寸山田君ニ質問ヲ致シマス、先刻山田君ノ修正スル所ノ理由ハ、是迄裁判所ニ於テカラニ奉職シテサウシテソレヲ退クヤ否ヤ、其裁判所管内ニ於テ辯護士トナレバ或ハ請托其他收賄等ノ弊害ヲ生スルノ恐ガアル、故ニ此法條ヲ置イテ其弊害ヲ防ガントスルモノデアルト云フコトデアリマスガ、サウスルト若シ裁判所ニ是迄……若シ己レガ是迄奉職シテ居テ裁判所ニハナク、他ノ裁判所管内ヘ行ッタ時モ、矢張此法條ヲ適用シテ一箇年ノ後ニアラザレバ往ケナイノデスカ

○山田泰造君(百六十六番) 他ノ裁判所ハ構ハナイ

○玉田金三郎君(百八十七番) 他ノ裁判所ハ構ハナイ、サウスルト少シ意味ガ通ズルカ否ヤヲ疑ヒマス

○山田泰造君(百六十六番) 成程サウスルト……分リマシタ、成程御尤モ唯今文字ハ修正致シマスガ、趣意ハ其裁判所ニ於テト云フノデアリマスカラ……

○玉田金三郎君(百八十七番) 其裁判所管内ニ於テト云フノデスカ

○山田泰造君(百六十六番) 左様……

○議長(星亨君) 何ダカ議長ニハ分リマセヌナ、後ロカラ言ッテハ……

○山田泰造君(百六十六番) 其裁判所ニ於テト云フ意味デスカラ、文字ノ足ラヌ所ハ尙ホ直シテ出シマセウ

○關信之介君(二百七十七番) 唯今山田君ノ御心配ニナルコトハ、十四條ノ第二項デ之ヲ防クコトガ出來ハシマスマイカ

○議長(星亨君) 何デス、質問デスカ

○關信之介君(二百七十七番) 第十四條第二項ニ「判事檢事奉職中取扱ヒタル事件」トアルカラ其裁判所ノ……

○議長(星亨君) 山田君ニ質問ナデスカ

○山田泰造君(百六十六番) ソレハ全ク違ヒマス、自分ガ今マデ事件ヲ取扱ッテ居ッタモノハ出來ナイノデ、私ノハサウデハナイ、扱ッタ事件ノミニ限ラ

ズ總テ其裁判所ニ於テハ一箇年ヲ經ナケレバ往カヌ、斯ウ云フ譯ナノデア
リマス

○議長(星亨君) モウ決ヲ採ッテモ宜シウゴザリマスカ(宜シウガスト呼
者アリ)山田君ノ贊成ハ定規ノ贊成二十名ゴザイマセヌ、小西君ノ修正説ニ
モ定規ノ贊成ガゴザリマセヌカラ、即チ此修正ハ成立チマセヌモト思フ

(山田泰造君マダ質問ガ終ルカ終ハラヌ前ニ……ト呼ブ)

○議長(星亨君) モウ決ヲ採ッテ宜シイ譯デス、此第七條ハ委員會デ修正シ
テ「辯護士ハ辯護士名簿ニ登錄セラル、コトヲ要ス」ト云フ修正ニナッテ居リ
マスガ、是ハ異議ナケレバ是デ可決シタモノト考ヘル

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(星亨君) 然ラバ委員會ノ修正通りニ可決致シマス、前ノ矢張七條ノ
中デツレ丈ハ取リマスガ、後トニ異議ガナケレバ後トモ矢張……

○丸山名政君(二百七十四番) 一寸異議ガアル、今會議ニ掛ッテ居ルノハ第
八條デスカ

○議長(星亨君) イヤ前ノ七條デス

○丸山名政君(二百七十四番) 私ハ是モ修正説ヲ提出致シマス、少シ間違ガ
アル、間違ヲ發見シタカラ修正説トシテ出シマス、第二項ニ「刑事訴訟法……

○議長(星亨君) 演壇デヤッテハドウデスカ

○丸山名政君(二百七十四番) 極ク短イ此「二百五十八條」ヲ「刑事訴訟法二
百六十四條」ト修正シ「及」ノ後トハ原案ノ儘……

○議長(星亨君) 二百五十八條ガ二百六十四條トナルノデスカ

○丸山名政君(二百七十四番) 左様

○村松龜一郎君(二百一十一番) 私モ修正ガアリマス、第八條ノ第一項「各地方
裁判所ニ辯護士名簿ヲ備フ」ト云フヲ「司法省ニ辯護士名簿ヲ備フ」ト修正シ
タイ「各地方裁判所ニ」ト云フヲ「司法省ニ」ト、ツレカラ第二項ニハ其次ニ斯
ウ云フ語ヲ挿入シタイ「登錄ヲ受ケタル辯護士ニハ司法大臣ヨリ登錄證書ヲ
與フ」何デスカト云フ者アリ「登錄ヲ受ケタル辯護士ニハ司法大臣ヨリ登錄
證書ヲ與フ」トツレカラ其次ノ項ハ斯ウ直シタイ「辯護士ハ地方裁判所ニ其
所屬ヲ定ムヘシ」斯ウ直シタイト思フ、此修正文字デ大抵理由ガ分ッテ居ルヤウ
デアリマスカラ、(最ウ少シ大キナ聲デト呼ブ者アリ)述ベマセヌガ、即チ第一
項ハ「司法省ニ辯護士名簿ヲ備フ」ト斯ウナル「各地方裁判所」デナク「司法省
ニ」トツレカラ「登錄ヲ受ケタル辯護士ニハ司法大臣ヨリ登錄證書ヲ與フ」ト

○議長(星亨君) ツレハドウコニ這入ルノカネ

○村松龜一郎君(二百一十一番) 是ハ其次ノ項ニ挿入スルノデス

○議長(星亨君) 二項ノ前ニデスカ

○村松龜一郎君(二百一十一番) ハイ其次ニ「辯護士ハ氏名ヲ登錄シタル」ト云
フ奴ヲ、其氏名ヲ登錄シタルト云フ字ヲ削ッテ、ツレカラ「地方裁判所ノ所
屬トス」ト云フヲ「地方裁判所ニ其所属ヲ定ムヘシ」ト改ムル、是ハ丁度第
九條ニ「辯護士名簿ニ登錄ヲ請フ者ハ其所屬地方裁判所ノ檢事局ヲ經由シテ
司法大臣ニ請求書ヲ差出ス可シ」トアッテ、司法大臣ニ直接ニ請求書ヲ出スコ
トニ皆改メタルニモ拘ラス、辯護士名簿——「各地方裁判所ニ辯護士名簿ヲ
備フ」ト云フハ可笑シイ、ドウシテモ司法省ニ備ヘテ居ッテ、司法大臣カラ登錄

ノ證書ヲ與ヘテ即チ全國普通ノ證標ヲ與フト云フト云フコトハ甚ダ必要デア
ラウト思フ、殊ニ此所屬ト云フモノハ一ニ限ラヌト云フコトヲ取リマス以上
ハ、就中必要ト考ヘマスカラ、此修正案ヲ出ス所以デアリマス

○丸山名政君(二百七十四番) 私モ一寸修正ノ理由ヲ……

○議長(星亨君) 二百七十四番

○丸山名政君(二百七十四番) 先刻述ベマシタ修正理由ニ附イテ最ウ少シ説
明シテ置キタイ、此政府案ニ依リマシテモ矢張第七條ノ第三項ニ「刑事訴訟法
第二百五十八條トアル、ソコデ刑事訴訟法第二百五十八條ヲ見テ看マスト、
「控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル規定ヲ適用ス」ト云フコト
ガアル、又第二項ニハ矢張「證人又ハ鑑定人ヲ喚出サヌト云フ規定ガ書イ
テアル、サウ云フコトハ何モ辯護士法案ニ必要ハナイ、ツレデ辯護士ハ裁判
所カラシテ辯護ヲ命ゼラレタ規定デナケレバナラヌ、ツレ故ニ其次ニ書イタ
ノデゴザリマス、第二百七十九條ハ大審院ノ裁判ニ關シテ大審院カラ辯護士
ヲ命ゼラル、コトヲ得ルト云フ規定デス、此二百六十四條ヲ見マスルト、控訴
院ノ重罪裁判ニ對シテ辯護士ニ控訴裁判所ノ辯護士ヲ命スルコトヲ得ルト云
フ規定デアリマスカラ、詰リ政府ノ原案ガ間違ッテ居ッタノデス、委員會デ
モ實ハ別段疑問モナクシテ通過シテ仕舞ッタガ、之ヲ修正スルノハ政府ノ原
案委員會ノ誤ヲ正スト云フ趣意デゴザイマスカラ、此通りデ通過スルト大變
ナ間違ヲ生ジマスカラ、別段二十名以上ノ贊成者ヲ豫メ募ッテ、出シタノデ
アリマセヌケレドモ、此場合ニ於テ御贊成アラント望ミマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○小西甚之助君(九十二番) 議長ニ御尋シマスガ、唯今ハ原案ノ第七條ヲ議
シ居ル場合ノヤウナ模様ガ、見エマスガ、然ルニ本員ハ疑ナキ能ハズ即チ既ニ
第七條ハ決議ニナッタモノデアアル、サウシテ特別委員ノ挿入シタル所ノ第七
條ニ決シタノデアリマス、然ラバ原案ノ第七條ハ之ヲ第八條ニ附スルト云フ
意味ヲ包含シテ決議シタト思ヒマス、故ニ第七條ヲ議スル場合ト思フ故ニ第
一項第二項ノ修正説ヲ持出シタ、然ルニ今此第七條ニ至ッテ議スル場合ニナレ
バ、若シ法律家ニ云ハセレバ、一事再議スト云フコトニナル、即チ一條再議
ト云フ諺ヲ免カレナイト私ハ思ヒマスガ、如何デアリマセウカ

○議長(星亨君) 第七條——元ノ第七條ハ今決ヲ採リ掛ケタノデス、サウシ
テ此委員會ノ修正丈ハ極ッタノデス、然ルニ又今茲ニ一ノ間違ッタト云フ事
ガ出來テ、六十四條ト云フ字ヲ入レナケレバナラヌト云フコトデ、ツレハマ
ダ決ハ採ラヌ、ツレデマダ極ッタト云フ譯デハナイ

○小西甚之助君(九十二番) 私ハ原案ノ第七條ヲ議スルト云フ御宣告ガゴザ
イマシタカラ、七條ハ總テ議スルコト、心得マシタ

○議長(星亨君) 分ケテ議スル

○政府委員(清浦奎吾君) 唯今丸山君ヨリ箇條ノ適用ニ就イテ修正ガ出テ居
リマスガ、是ハ丸山君ノ修正ガ適當デゴザイマスカラ、政府ニ於テモ是ハ斯
クアランコトヲ希望致シマス

○議長(星亨君) 贊成ガアリマスカ

(贊成々々ノ聲起ル)

○野出鎬三郎君(二百九十三番) 丸山君ニモ村松君ノモ贊成——總テ贊成

○議長(星亨君) 村松君ノハ二十名ノ賛成ハナイヤウデス

(賛成ト呼ブ者アリ)

○大垣兵次君(二百三十七番) 議論ノ違ヒマスルコトハ、委員諸氏ガ舊ノ七條唯今ノ八條、丸山君ノ修正ノ如キハ委員ニ於テ最モ御取調ニナツテ居ルコト、思ヒマス、果シテ丸山君ノ御説ノ如ク二百五十八條ハ斯ウ云フ所ニクツ付クモノデナイト云ヘバ、粗漏ト云ハナケレバナラヌ、委員長ナリ副委員長ナリ理事ナリドチラデモ宜シ、宜シイカラソコハ氣ガ付カナカッタト云フコトヲ仰ヤツテ貰ヒタイ

○議長(星亨君) 今丸山君ハ氣ガ付カナカッタト云ツテ居ル

○元田肇君(百四十一番) 私共ハ粗漏ノコトモアリマシタガ、大抵ハ山田君ヤ其他ノ發議ガアルカラ、評議ノ末斯ウナツタノデアリマスカラ、或ハ番號トカ條文ノ違ヒタノハ八釜マシク云ハヌデ早ク通過スルヤウニ願ヒタイ

○議長(星亨君) モウ宜シウゴザイマセウ、元ノ七條ノ中ノ段々決ヲ採ッテ參リマシテ、二百一十一番ノ説ハ定規ノ賛成者ガゴザイマセヌ、依ッテ丸山君ノ説ニハ賛成者ガアリマシタ、併シ其前ニ當ツテ元ノ七條ノ第二項——一項ト二項——二項ニハ委員會ノ修正ガアル、僅ナ所ヲ削除シテゴザイマスガ、一項ト二項ハ原案ト修正ト通リテ異議ガゴザイマヌナラバ

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案——委員會デ修正シタ通ニ可決致シマス、ウレカラシテ元ノ七條ノ二項ニナリマスガ——三項ニナリマスナ、三項ノ二百五十八條ハ二百六十四條デアルト云フコトデゴザイマスガ、是モ異議ガゴザイマセヌナラバ、修正通リニ決シマス

(異議ナシ異議ナシト聲起ル)

○議長(星亨君) 然ラバ修正通リ決シマス、斯クナリマスルト元ノ七條ハ八條ニナル、是ハ文字ノコトデアリマスカラ此方デ……ソレヨリ元ノ八條ヲ會議ニ掛ケマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ修正ノ通リ、異議ナシト云フナラバ修正通リ八條ハ可決致シマス——元ノ十條ハ別ニ修正モ何モナイヤウデゴザイマス……

(修正ガアリト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 九條デシタ……異議ナケレバ修正通リ……十條ニハ修正ガナイ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案通り極メマス、第三章「辯護士ノ權利及義務」十一條迄會議ニ掛ケマス、——三章ト十一條又ハ掛ケマス

○小西甚之助君(九十三番) 私ハ此第十一ノ第十二條トシテ、サウシテ第一項ヲ修正シヤウト思ヒマス、此修正文ハ「辯護士ハ所屬地方裁判所管内ノ外尙ホ各地方裁判所各控訴院及大審院ニ於テ其職務ヲ行フ」斯様ニ修正ヲ致サウト思ヒマス、其譯ハ此第三章ノ表題ト云フモノハ、辯護士ノ權利及義務トシテアル、然ラバ本章ハ辯護士ノ權利ト義務トヲ定メナケレバナラヌト云フコトハ申ス迄モナイ、然ルニ原案ハ特別委員ノ修正シタル所ニ依ツテ考ヘマスルト、一モ辯護士ノ權利ニ關スルコトハ無イヤウデアアル、又

權利ヲ規定シテアツタノヲ削ツタノデアアル、サウシテ此權利ト云フモノニ幾ラカ屬スルカト云フモノハ僅ニ第二項ノ但書式デアアル、第二項ハ「辯護士ハ登錄三年ヲ經過スルニ非サレハ大審院ニ於テ其職務ヲ行フコトヲ得ス但三年以上判事檢事タリシ者ハ此限ニ在ラス」ト云フテ辯護士デ三年以上判事檢事ヲシタ者ハ、三年ヲ經過シナイデ大審院ニ於テ其職務ヲ行フコトガ出來ルト云フ全ク是丈ノ權利デアアル、ソレデハ折角ノ辯護士ノ權利及義務ト云フ此表題ニ對シテ甚ダ穩當ヲ缺クモノト言ハナケレバナラナイノデアアル、サウシテ政府ノ發案ニ對シテ委員ガ修正ヲ致シタル所ノ眼目ニ於テ最モ重ナルモノハ何デアアルカ、即チ辯護士ノ奉職ヲ區域スルノガ惡イト云フテ其制限ヲ解イタノデアアル、然ラバ其奉職ノ區域ノ制限ノナイ、ドコ迄モ及ブト云フコトヲ明ニ規定シテ置クト云フコトハ甚ダ有用ナルコトデアアル、故ニ此辯護士ノ權利トシテ、此原案ノ第十一條ヲ第十二條トシテ、其一項ガ私ガ唯今朗讀致シタルガ如ク辯護士ハ管ニ其所屬ノ地方裁判所ニ於テ奉職致スノミナラズ、各裁判所各控訴院大審院ニ於テ其職務ヲ行フコトヲ得ル者ト云フ大權利ノ規定ヲスルコトハ甚ダ必要ナルコトデアリマス、是レ私ガ此修正ヲ提出致シタル理由デアリマス

○議長(星亨君) 別ニ賛成ガゴザイマセヌカ……然ラバ別ニ賛成ガゴザイマセヌカラ成立チマセヌ、十一條ハ委員會ニ於テ削除シテゴザイマスガ、(第一項式デスト呼ブ者アリ)第一項式デス、ウレ式ガ削除シテアル、是ハ別ニ削除デ御議論ハナイノデスナ、然ラバ委員會ノ削除ノ通ニ決シマス、第二項ハ別ニ修正モゴザイマセヌガ、是デ宜シウゴザイマスガ……然ラバ第二項ハ原案ノ通リ、第十二條第十三條ヲ會議ニ掛ケマス

(政府委員司法次官清浦奎吾君演壇ニ登ル)

○政府委員(清浦奎吾君) 此第十二條第十三條ハ委員會ニ於テ削除セラレマシテゴザイマス、私ハ今此處ニ本條立案ノ趣旨ヲ辯明シテ諸君ノ御參考ニ供シタイト思フノデゴザイマス、代言ノ業務ハ一種ノ業務トハ云ヘ一ノ公ケノ職務デゴザイマス、即チ此諸君ガ昨日既ニ可決セラレマシタル所ノ第六條ハ如何デアリマスカ、辯護士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス、又ハ商業ヲ營ムコトヲ得ス、斯ウ云フコトガ掲ゲデアリマス、是ハ辯護士ノ職務ハ一ノ公務デアアルガ故ニ、専ラ其職務ニ從事シナケレバナラナイ、成程商業ヲ營ムコトヲ得ヌナドト云フノハ一ハ品位ヲ保ツト云フ精神モアリマス、ケレドモ一項二項共ニ代言ノ職務ハ專業デアアル、専ラ其職務ニ從事シナケレバナラヌト云フ精神デ、第六條ノ規定ヘモ設ケラレテアルヤウナ次第デゴザイマス、是ハ成ルベク此訴訟ノ延滞ヲ防グト云フガ趣意ニナツテ居リマス、ソレガタメニハ職務ヲ行フノ區域ヲ制限スルト云フコトモ、止ムヲ得ヌコトデアラウト思ヒマスデゴザイマス、統計表ニ依ッテ見マスレバ、民事訴訟ノ中ニ於キマシテ代言人ヲ用ヒマシタル所ノ件數ニ於テ、最モ此審理ヲ延バシタル件數ノ多イコトハ認メテ居リマス、代言人ヲ用ヒザル即チ本人自ラガ出廷致シマスル件數ノ中ニ於キマシテハ、代言人ニ付託シマシタルモノニ比例シテ、審理延期ト云フノハ誠ニ僅々タル數デアアルノデゴザイマス、冤二角唯今ノ所デハ公務ノ制限ガナイタメニ流行リマス所ノ代言人ナドハ、東奔西走致シマシテ裁判所ノ固ナドヲ見マスレバ、中ニハ來ル何日ヨリドコ地方ニ出

張スルガタメニ、其間ニ開廷ガアツテモ出廷ハ出來ヌルナド、云フコトヲ
裁判所ニ於テハ認メル様ナ次第デゴザイマス、又刑事ノ辯護ナドニ至リマシ
テハ、實ニ未決拘留ハ一日モ延滞セヌ様ニ防ガナケレバナラス、ソレガ辯護人
ノ差支ノタメニ永ク鐵窓ノ下ニ呻吟シナケレバナラスト云フコトハ、被拘
留者ニトツテハ誠ニ嘆スベキコトデアラウト思ヒマス、素ヨリ此訴訟ノ審理
ノ延滞ト云フコトガ、代官人ガ他管轄ニ出ルノミガ原因トハ認メマセヌ、或
ハ病氣モアリマセウシ、其他正當ノ理由モアルデアリマセウ、併ナガラ代官
人ノ負擔事件ノ多イタメニ手廻リ兼ねテ、延期ノ原由ニナルト云フコトハ、統
計表ノ上ニ於テ爭フベカラザル事實ニナツテ居リマス、斯ク論ジマスレバ諸君
ハ必ズ言ハレルデアラウ、ソレハ致方ハナイ、何トナレバ訴訟法ニ於テ當事者
ガ雙方合意ノ上デ延期サレルコトハ認メラレテ居ルデハナイカト、併ナガラ
當事者ガ裁判ノ落著ヲ待ツノハ實ニ一日千秋ノ思デアアル、然ルニ當事者
ノ意ニ反シマシテ、代官人ノ都合ヲ以テ斯ク延滞セラル、ト云フ
ノハ、當事者ニ取ツテハ甚ダ迷惑ナ次第デアラウト考ヘマス、良イ代官人ハ
流行スル、——流行ルカラ本人ノ承知ノ上デスルコトダカラ致方ハナイ、斯
ク言ヘバ云フヤウナモノ、折角名譽ニ掛ツテモ抛ツテ置イテ、一向見廻
テ呉レヌト云フノハ隨分困タ話デアアル、代官人ノ職務ト云フモノハ醫者
トハ別シテ違フモノデ、信用ニ依ツテ委託セラル、所ノ一ノ公職デアアル、然
シテ見マスレバ成ルベク依頼者ノタメニ、訴訟ノ敏活ニ運ブト云フコトハ十
分シナケレバナラス、司法大臣ハ司法行政ノ監督上裁判所ニ於テ訴訟ノ延
滞セヌヤウニ、飽クマデ裁判所ニ向ツテ注意ヲ與フルト同時ニ他ニ訴訟ノ
延滞スル理由ガアルナレバ、之ヲ防グ所ノ方法ヲ飽クマデ附セナケレバナラ
ヌ義務ガアルト思フ、デゴザイマス、又此監督ノ上カラ申マシテモ、代官
人ハ地方裁判所ノ所屬トスルコトニナツテ居リマス、ソレガ東奔西走スルト
云フコトデアリマス、自然監督モ行届キ兼ねルコトガアル、或ハ辯護士ニ
向ツテ監督ヲ爲サウト云フコトハ格別必要ハナイ、餘計ナコト、云フ御論モ
アルカ知リマセヌガ、此議會杯ニ席ヲ占メテ居リ名譽ヲ重ンズル諸君ハイザ
知ラズ、隨分委員席デモ話ガ出マシタル通り、湯屋ノ番臺ニ坐ハツテ居リ代
言ヲ兼務シテ居ル様ナ話モ出タ様デアリマス、未ダナカク田舎ヲ見マス
サウ立派ナ代官人ノミハナイ所カラシテ、辯護士ニ對スル監督ト云フコトモ
亦止ム得ヌコトデアアル、其監督杯ノ事ヲ嚴肅ニ行ハントスレバ、即チ之ヲ制
限スルノ必要ガ生シテ參リマス、政府デ此十二條ヲ設ケマシタル所ノ主意
ハ、右様ノ次第デゴザイマスデ此事ヲ一言シテ置キマス、

(採決ト呼ブ者アリ)

○鳩山和夫君(二百八十三番) 委員會ノ意見ハ丸山理事ヨリ報告ニナツテ、
既ニ其日モ經ツテ居リマス、今又政府委員ノ議論ガアリマシタルカラソレ
ヲ駁シテ置キマス、今清浦君ノ御論ハ委員會デモ親シク承ツテ居リマシタル
今日ノ御論ハ稍儀式的ノ御論ト承ハル、ソレデ餘リ御力モ入ラナイ様デア
リマス、今清浦君ノ述べラレマシタル議論ノ、委員會ニ於テ種々討論ヲ用ヒ
テ、政府委員モ口ヲ開クコトガ出來ヌト云フ様ナコトニナツテ、此削除說ニ
反對ヲセラレタ様ニナツテ居ルデアアル、政府委員ガ此十二條ヲ設ケタ重ナ
ル理由ハ、辯護士ノ取扱フ事務上ニ於テ延滞スルト云フコトデアアル、併ナガ

ラ民事訴訟法ニ於キマシテ合意ヲ以テ辯論ノ時日ヲ變更スルコトハ許シテア
ル、民事訴訟法ノ出來ナイ以前ハ、辯論期日ヲ變更スルニハ裁判所ノ許可ヲ
受クルト云フコトデアッタガ、既ニ訴訟法ガ出テ合意ヲ以テ期日ヲ變更スル
コトガ出來ルト云フコトニナツテ、裁判所ノ何ンデモカンデモ事件ガ來レバ
ソレヲ執ラマヘテ裁判ヲシテ仕舞ハナケレバナラスト云フ昔ノ主義ハ拾テ、
仕舞ツテ、合意ヲ以テ變更スルコトガ出來ルト云フ原則ヲ持ツタ以上ハ事務延
滞ヲ以テ理由トスルコトハ出來ヌ、ソコデ刑事ノ方ハドウカト云フト、刑事
ノ被告人ハ辯護人ガ居ナイ時ハ無罪ナル證據立ヲ爲シ得ル場合デモ冤罪ニ
服スルト云フ場合ガ多イ、辯護士ガ關係スル被告人ハ利益ヲ證據ヲ舉ゲル
コトヲ務ムル、ソレガタメニ其日ニ證人ヲ呼出スト云フコトハ許サヌ、四十
八時間經ナケレバ二回目ノ開廷ハ出來ヌト云フ所カラ延引スルノデアアル、畢
竟スルニ政府委員ノ言フガ如ク辯護士ガ東奔西走スルガタメニ、民刑共ニ訴
訟事件ガ延滞スルト云フ證據立ハ事實上ニ於テモ司法上ニ於テモ政府委員モ
是ハ爲シテ居ラス、サウ云フ事デアアルカラ委員會ニ於テハ長ク討論ノ末、政
府委員モ御同意ニナツテ削除スルコトニナツタ、本日ノ御論ハ稍儀式的ノ
コトデアリマスカラ諸君モ其積リデ御聽取ニナレバ宜シイデアリマス

○議長(星亨君) 決ヲ採リマス、委員ハ十二條十三條ヲ削除シテアリマスガ、
別ニ御異議ガアリマセヌケレバ委員ノ削除シタル通り致シマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ委員ノ削除シタル通り十二條十三條ハ削除サレマシ
タ、是ヨリ十四條——是ハ別ニ修正モアリマセヌガ原案通りデ宜シウゴザイ
マス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案通り極リマシタ、第十五條——是ハ少シ修正ガ
アリマス

(修正通り異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 修正通り、異議ガナケレバ即チ修正通り決シマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ修正通りニ決シマシタ、十六條

(修正ノ如ク異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 委員會ノ修正通りデ異議ガアリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ委員會ノ修正通り、第十七條

(原案ノ通り異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案ノ通り決シマシタ、十八條——是ハ委員會デ削
除ニナツテ居ル

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 十八條ハ委員會ノ通り削除ニナツテ宜シウゴザイマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) スルト原案ハ否決ニナツタ第十九條——別ニ御議論モゴザ
イマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

(八)

○議長(星亨君) 然ラバ是モ原案ハ否決即チ削除ニナツタ譯、第二十條

(修正ノ如ク異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ修正ノ通ニ決シマス

○議長(星亨君) 二十一條ヨリ二十四條マデ會議ニ掛ケマス

(異議ナシ原案ノ通りト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案ノ通り可決致シマシタ——二十五條

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○小西甚之助君(九十三番) 委員ノ修正シタ二十三條、原案ノ二十五條ハ濟

ンダデスカ

○議長(星亨君) 今原案ノ二十五條ヲ議シツ、アル、貴方ノ修正説ガ出テ居

マス

○小西甚之助君(九十三番) 私ハ此次ニ一項ヲ置カウト云フ譯デアリマス

○議長(星亨君) ドウ云フコトヲ置クノデス

○小西甚之助君(九十三番) 今述べテ宜イデスカ

○議長(星亨君) 宜シ

○小西甚之助君(九十三番) 私ハ賛成ノナキニモ拘ラズ度々申スノデ、甚ダ

……自ラ信ズル所デゴザイマスカラドウカ御忍ビヲ願ヒマス、私ハ修正委員

ガ二十三條ト致シテゴザイマス其次に、二十四條ト云フモノヲ挿入致シマ

セウト思フノデゴザイマス、サウシテ其修正ノ趣意ハ多クハ二十四條トシテ

委員ニ於テ設ケテゴザイマス、サウシテ其修正ノ趣意ハ多クハ二十四條トシテ

ラナイ所ヲ、補フニ過ギナイノデアリマス、即チ斯ノ如ク修正ヲ致サウト

思ヒマス、「辯護士會ハ地方ノ狀況ニ從ヒ其職務上ヨリ生スル賠償及過料ニ

充ツル爲メ其會員ヲシテ三百圓迄ノ積金ヲ爲サシムルコトヲ得」斯様ニ致シ

タインデアリマス、其譯ハ此修正ノ文ニ依リマス云フト、「積金ヲ爲サシ

ムルコトヲ得」ト唯單ニ規定ヲ致シテ、何ノタメニ積金ヲ爲サシムルコトデ

アルカ、其目ヲ示サナイト云フノハ少シク……免レマイト思フノデゴザイ

マス、故ニ私ハ此積金ノ目ト云フモノヲ掲ゲテ置カウト云フノデアル、此

目タルヤ委員ニ於テハ如何ナル目的デアルカ未ダ之ヲ聞イタコトハゴザイ

マス、ケレドモ、矢張賠償ナリ又ハ過料ナリニ充ツルタメデアラウト思フノ

デアル、サウシテ此原案ノ十九條ニアル所ノ賠償ナリ又過料ナリニ充ツル所

ノ保證金ヲ、地方裁判所ニ納ムルコトヲ削リ、所以ト云フモノハ、法律ガ特

ニ直接ニ辯護士ニ向ツテ是等ノ擔保ノタメニ金ヲ納メサセルト云フコトハ、少

ル所ヲ補フ所以デゴザイマス

○玉田金三郎君(百八十七番) 一寸議長ニ尋ネマスガ、今原案ノ二十五條ヲ

議シテ居ルノデスカ、——所デ此委員修正ノ二十四條即チ今小西君ガ述べラ

レマシタガ、二十四條ニ修正ヲ加ヘルト云フ様ナ意味ニナル

○議長(星亨君) 二十五條ノ後トニ置クト云フノデアル

○玉田金三郎君(百八十七番) ツコデ私ハ此委員ノ修正説即チ二十四條ヲ削

除シタイト云フ意見デアリマス、今此原案ノ二十五條ヲ御議シニナル時ニ當

テ……

○議長(星亨君) 宜ウゴザイマス、二十五條ノ中ノモノデス

○玉田金三郎君(百八十七番) 此委員ノ修正説即チ二十四條ノ三百圓マデノ

積金、——此事ニ就キマシテハ今小西君ガ種々ノ名義ヲ以テ修正説ヲセラレ

マシタケレドモ、此修正説ハ前ノ委員ニ於キマシテ保證金ヲ廢シテ理由ニ依

テカラニ、私ハ固ヨリ反對ノ意見デアリマス、サウシテ此委員ノ修正説ニモ

又反對ノ意見デアアル、何故ナレバ辯護士會ニ於テカラニ三百圓マデノ積金ヲ

爲サシムルコト云フコトノ必要ガ何處ニ在ルカ——尋ネテ見レバ、過日委員ノ

報告ニ依レバ夫ノ保證金ヲ廢セラレタニ就イテハ種々理由ガゴザイマスケレ

ドモ、其中ノ百圓以下ノ罰金位ヲ納メ兼ネルト云フ様ナ辯護士ハ無イ筈デア

ルト云フコトデゴザイマス、サウシテカラニ此二十四條ヲ又修正セラレタ即

チ置カレタ所以ヲ聽イテ見マス、或ハ地方ニ於テハ會費等メ納メ兼ネル者ガ

アルカモ分ラヌ、又其他組合ニ於テ金ヲ要スルコトガアルカモ分ラヌ、故ニ

此條ヲ加ヘテ其地方ノ狀況ニ依ツテカラニ積金ヲスルノガ便利デアルト云フ

コトデゴザイマス、併ナガラ百圓以下ノ罰金ヲ納メ兼ネル辯護士ガナイト

シテ見ルナラバ、固ヨリ組合會費即チ辯護士會費位ノ負擔ニ堪エヌト云フ辯

護士モアラウ筈ハゴザイマス、又好シ左様ナ者ガアツタトシタ所ガ、ソレ

ハ辯護士會ノ規則ニ於キマシテドウモ匡正ノ出來ル話デアアル、殊ニ此箇條

ヲ茲ニ置キマシタナラバ、大變弊害ガアラウト思フ、何故ナレバ此規則ニ依

リマスレバ、三百圓マデハ即チ積立スルコト云フ所ノ決議ヲスルコトガ出來

ルノデアアル、シタナラバ眞ニ入用デ即チ其決議ヲスレバ免モ角デアルケレド

モ、或ハ何カノ行掛リカラ即チ三百圓ノ積金ヲサセルト云フコトガアツタナ

ラバ、爲ニ此後進ノ方ニ於テ迷惑ナコト、思フ、殊ニ此組合即チ辯護士會ニ

於テカラニ、今日斯ノ如キ積立ヲサセルト云フコトノ必要ガナイ譯デゴザイ

マス、即チ此修正説ヲ削除シテ原案ノ儘ニ可決セラレンコトヲ望ミマス

(賛成ト呼ブ者アリ)

九

バイカマデス

○野出三郎君(二百九十三番) 是ハ修正デナイカラ別ニ賛成ハ要リマセ
ス、原案ニ對シテ委員ノ修正ヲ加ヘタノデスカラ、ソレニ就イテ反對スル
云ノデアアルカラ……

○橋本久太郎君(百六十一番) 賛成致シマス

○議長(星亨君) 原案ノ通ニナルト云フノデスカ……ソレナラバ要ラヌ
ソレナラバ決ヲ採リマセウ、即チ前ノ二十五條ノ但シ——二十五條ノ但書ガ
委員會デハ修正シテアリマスガ、是ハ別ニ議論ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ此項ハ即チ委員ノ修正通りニ極リマシタ、ソレデ此
委員ノ修正說即チ二十四條ヲ入レルヤ否ヤト云フコトニ就イテ決ヲ採リマセ
ウ、委員ノ修正說ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ委員ノ修正通りニナリマシタ——
是ヨリ二十六條、矢張舊ノ二十六條デス

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ是ハ原案通り極リマシタ

○小笠原貞信君(百九十五番) 議長

○議長(星亨君) 二十六條ニ何カ議論ガアルデスカ

○小笠原貞信君(百九十五番) 二十六條ノ次ニ一條ヲ加ヘルト云フ修正ヲ出
シマス、即チ原案ノ第二十六條ノ次ニ一條ヲ加ヘ、其餘ハ
辯護士ハ辯護士會ニ加入シタル後ニ非サレハ、其職ヲ行フコトヲ得ス

此條ハ元田君等ヨリ提出ニナリマシタ法案ニハ、此條ガアルノデス、又此法案
ヲ見ルノニ、辯護士ハ所屬辯護士會ノ會則ヲ遵守スヘシト云フコトガアル

ハ、此會則ヲ守ルニ其會ニ這入ッテ居ラヌト云フコトハつじつまノ合ハナイ
話デアル、辯護士ハ辯護士會ニ加入シタル後デナケレバ、其職ヲ行フコトガ

出來ナイト云フノガ相當ノ事ト考ヘマス

○議長(星亨君) 然ラバ此二十五條ノ中デ、委員ノ修正說デ二十六條ノ前ニ
置クノデスカ

○小笠原貞信君(百九十五番) 修正案ノ二十六條ノ前

○議長(星亨君) 前デスナ、矢張此二十六條モ——修正案ノ二十六條モ會議
ニ掛ッテ居ルノデゴザリマスカラ……

○小笠原貞信君(百九十五番) 修正案ノ二十六條ノ前、即チ修正案ノ二十五
條ノ次、此間ニ入レタイト云フノデ

○田庭吉君(百六十六番) 賛成デス

○山田泰造君(百六十六番) 賛成

(賛成々々ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 未ダ定規ノ數ニ滿チテ居リマセヌ

○三崎龜之助君(百二十二番) ソレシヤ賛成シマス

○東尾平太郎君(二百七十三番) 賛成

○小柳卯三郎君(百七十番) 賛成

(賛成々々ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) ソレナラバ定規ノ賛成ガアル様デアリマスカラ、問題ニナ

リマシタ

○山田泰造君(百六十六番) 尙ホコ、デ申シマスガ、唯今修正說ガ出マシタ
ガ、其辯護士法案ニ唯今修正サレタル修正說ガナケレバ殆ド取締モナンニモ
出來ナイト云フ風デ實ニ不完全極マル、是ハ是非トモ置カナケレバナラヌ、若
シ辯護士ノ中ニ不都合ガアツテモ取締ルコトガ出來ヌ、願クハ諸君此意味ヲ
了解セラレテ、賛成セラレンコトヲ望ミマス

○廣瀬貞文君(二百三十五番) 二十六條即チ修正ノ二十五條ノ二項ノ「辯護
士ハ所屬辯護士會ノ會則ヲ遵守スヘシ」此箇條ヲ削除シタイト思ヒマス、何故
ナレバ是ハ勿論ノコト、思フ、既ニ修正ノ第十九條ニ於テ「辯護士ハ其所屬地
方裁判所毎ニ辯護士會ヲ設立スヘシ」又二十五條ニ至ッテ「辯護士ハ其會則ヲ
定メ、檢事正ヲ經由シテ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ」斯ウアリマス以上ハ、モ
ウ所屬辯護士會ノ會則ヲ辯護士ガ遵守スルコト云フコトハ勿論ノコトデ、所謂
蛇足ノモノト思ヒマスカラ削除致シタイ、殊ニ唯今何番デゴザリマシタカ、
百九十五番ノ修正說ガアリマシテ、「辯護士會ニ加入スルニ非サレハ其職務
ヲ行フコトヲ得ス」ト云フ說デモ成立チマスレバ、尙更此文字ハ無用ノモノ
ト考ヘマス

(モウ極ツタト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) ナニ未ダ極ラヌ、極リ掛ッタ所デ——決ヲ採リマセウ

○大垣兵次君(二百三十七番) 廣瀬君ヲ賛成シマス

○議長(星亨君) 是ハ二十人ナケレバ往カナイ

○大垣兵次君(二百三十七番) 私一人デモ……

○議長(星亨君) 二十六條——政府案ノ二十六條ハ、原案ノ通りデ宜シウゴ
ザリマスカ

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) サウスルト百九十五番ノ小笠原君ノ修正ニハ、賛成ガゴザ
リマスカ決ヲ採リマセウ、即チ修正說ハ「辯護士ハ辯護士會ニ加入シタル
後ニ非サレハ其職ヲ行フコトヲ得ス」ト云フノガ一條トシテ這入ルサウ
デス、即チ此說ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者

○議長(星亨君) 少數ト認メマス

(多數々々ト呼ブ者アリ)

(水野書記官長起立者ノ數ヲ計算ス)

○議長(星亨君) 多數ニナツタサウデス、然ラバ今ノ修正說ハ即チ修正通り
可決致シマシタ、修正說ノ委員會ノ修正ノ二十六條ハ、ドウデゴザイマスカ

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 別ニ御議論ガ無ケレバ、此通り極メテ宜シウゴザリマスカ

(宜シイトト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ委員會ノ修正通り、此委員會ノ二十六條ハ修正ニナ
リマシタ、二十七條ト二十八條ヲ會議ニ掛ケマス

○小西甚之助君(九十三番) 私ハ此處ニ二十七條ノ中ニアル「並ニ」ト云フ此
下ニ「積金ニ關スル規程」ト云フ八字ヲ加ヘテ置キタイ、積金ニ關スル規定
ト云フ、斯ウスルト第二十七條「辯護士會々則ニハ云々」辯護士ノ風紀ヲ保持
スル規程並ニ積金ニ關スル規定謝金ニ關スル規程」ト云フコトニナルデア

リマス、此二十七條ハ辯護士會則ニ規程スベキモノヲ網羅シタモノデアアル、然ラバ苟モ辯護士會ノ決議ニ任スベキモノハ、總テ此中ニ掲ゲテ置カナイト甚ダ不都合ヲ生ズルデアアル、而シテ翻テ已ニ決シタル所ノ第二十四條ヲ見レバ、即チ積金ヲ爲サシムルコトヲ得ルコトデアアル、然ラバ此積金ニ關スル所ノ規程ト云フコトヲ辯護士會々則ニ設ケナクテハ、其本ヲ造テ其末ヲ其儘ニシテ置クト云フコトニナルノデ、ドウモ實際ニ於テ是ガ立チ難イト思フノデアリマス、ソレデ此積金ニ關スル規程ト云フ文字ヲ入レテ、辯護士會々則ニ加ヘテ辯護士會ノ決議ヲ以テ、此規程ニ關スル所ノ處置ヲ爲サシムルデアリマス

○議長(星亨君) 謝金ヲ廢メテ仕舞フデスカ

○小西甚之助君(九十二番) 竝ニ下ニ「積金ニ關スル規程謝金ニ關スル規程」ト云フコトニナルデアリマス

○大坪利晉君(二十四番) 唯今小西君ノ設ハ御尤モト私ハ考ヘマスガ、併シ文字ニ於テ少シ不同意ガゴザリマス、此文字中「竝ニ謝金ニ關スル規定並ニ積金ニ關スル規程」ト云フ文字ヲ「竝ニ謝金積金ニ關スル規程」ト云フ字ニヤツタラ同意致シマスガ、規程々々ト二ツニナツテハ如何カト思ヒマス

○議長(星亨君) 貴方ノハ一ノ別ナ動議デスナ、別ニ兩君トモ賛成ガゴザリマセヌカラ即チ修正說ハ成立タヌモノト認メマス、二十七條ト二十八條ニハ原案ノ通り別ニ御議論ガゴザイマセヌケレバ、此通り致シテ置キマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案ノ通り極リマシタ——二十九條

(修正ノ如シト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 二十九條ハ三十條ノ前マデ、スカラ、其御積リデ

(修正ノ通りト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 修正ノ通りデ異議ガナケレバ、修正ノ通り可決致シマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ左様決シマス——三十條三十一條

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案通り極リマシタ——第五章ノ三十二條

○野出鎬三郎君(二百九十二番) 私ハ最早辯護士法案ニ對シテ辯論シナイ積リデゴザイマシタガ、唯一言述ベテ置キタイコトガアル、此三十二條ヲ見マスルト云フ「辯護士ニシテ此法律又ハ辯護士會會則ニ違背シ若クハ信用ヲ失フヘキ所爲アルトキハ會長ハ常議員又ハ總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲メ檢事正ニ申告スヘシ」斯ウアリマスガ、此申告ヲナスノハ即チ會長其

人ノアルコトハ勿論デアリマスガ、隨分辯護士會ガ組織セラレタ時ハ色ミノ事ガ生ジマセウ、又會長ト雖モ或ハ其所爲懲戒ヲ受ケルヤウナ場合ガナイト云フコトモ無イノデアアル、會長其人ガ若シ此ノ如キ場合ニ當ツタ時、若クハ會長ガ或ル親友ノタメニ遂ニ此事ヲ檢事正ニ申告スルコトヲ爲サヌト云フヤウナ、隨分無イトモ謂ハレナイト思フ、サウ云フ場合ニ遭ツタ時ノコトヲ規定シテ置キマセヌト甚ダ差支ヲ生ズル、會長デナケレバ他人ハ決シテ出來ヌト云フヤウニシテ置キマスレバ、今申シタヤウナ差支ヲ生ズルコトハ明カデアルト思ヒマスカラ、私ハ三十二條ノ第一項ニ但書ヲ加ヘタイ、ソレハ「但會長其申告ヲ爲ササルトキハ、副會長若クハ辯護士十五人以上ヨリ申告スルコ

トヲ得」ト斯様ナ但書ヲ加ヘタイ、此事ハ此法案ガ實行サル、場合ニ差支ヲ生ズルト云フ憂ガアリマスカラ、一言茲ニ同意ヲ求メタイ

(贊成ト呼ブ者アリ)

(元田肇君演壇ニ登ル)

○元田肇君(百四十一番) 私ガ椅子ノ上カラ申シテモ宜シイノニ、故ラニ茲ニ登リマシタ譯ハ、別ケテ諸君ノ御聽キヲ煩ハシタイト考ヘマスノデアリマス、茲ニ辯護士ニシテ「此法律又ハ辯護士會會則ニ違背シ若クハ信用ヲ失フヘキ所爲アルトキハ」ト云フコトガ置イテアリマス、ソレデ私ノ修正シタイト云フ……修正ト云フガ宜イカ創除ト云フガ宜イカ分リマセヌガ、「信用ヲ失フヘキ」ト云フ「若クハ信用ヲ失フヘキ」ト云フコトヲ省キタイト云フノデアリマス、斯ク申シマススト云フト代官人ノ名譽ヲ保ツニハ、十分此ノ如キ檢束ノ法文ガナケレバナラヌト云フコトハ、誰方モ御感ジナサルデアリマセウト思ヒマス、處ガ却ツテサウデナイト云フコトヲ私ガ申述ベシタメニ茲ニ登リタノデアリマス、私カラ之ヲ申スノハ甚ダ異デハゴザイマスガ、此辯護士會ニ於テモ隨分八釜シイ會デゴザイマス、八釜シイ會デアアルノニ此信用ヲ失フベキ所爲アル時ト云フ様ナル茫漠タル文字ヲ擧ゲテ、一々之ヲ懲戒裁判トカ云フ様ナモノヲ開クト云フ原因ニ供シテ置キマスルコト云フト、名譽ヲ高メルタメノ法律ガ却ツテ不名譽ヲ來スト云フ様ナ事柄ニナツテ、面白カラヌ結果ガアルデアラウト思ヒマス、デ其邊ノ所ハ此從前ノ形迹ニ就イテ御覽ニナレバ大抵諸君モ御承知デアラウト思フ、ソレナラバ私ハ之ヲ九テ取ツテ仕舞フカト申スノニ、決シテ取ツテ仕舞フト云フノデアリマセヌ、第二十七條ニ此辯護士會會則ニハ云々ト書キマシタ末ニ、辯護士ノ風紀ヲ保持スル規程ト云フコトガゴザイマス、即チ辯護士ノ風紀ヲ保持スル規程ト云フモノ、中ニハ、信用ヲ失フベキ所爲ト云フモノヲ明ニ列記シテ定ムルハ當然デアアル、斯ノ如ク辯護士會會則ニ於テカラニ信用ヲ失フベキ所爲ト云フモノガ明ニ定ムルコト云フ様ニナツテ居ルノニ、其外ニあらゆるコトヲ昔ノ法律ニ補遺ヲ設ケタ様ニ、何カ分ラナイモノヲ置イテ而カモ法律上ニ懲戒裁判ヲ開ク原由ヲ掲ゲ置クハ甚ダ其宜シキヲ得ヌト思ヒマスカラ、ドウカ若クハ信用ヲ失フヘキ所爲ト云フノヲ削ツテ、辯護士會會則ニ於テカラニ信用ヲ失フベキ答ムベキ事柄ヲ一々明ニ載セルコトニ致シタイト考ヘマス

○議長(星亨君) ソレハ小西君ノ修正ト同ジデス

○元田肇君(百四十一番) 初メソレハ小西君ノ修正ト同ジコト、存ジマセヌカラ、唯今ノ如ク述ベマシタガ、澤山サウ云フ修正ヲ出ス人ガアレバ本員ハ満足致シマス

○小西甚之助君(九十二番) 私モ此條ニ至ツテハ、修正スルノ意見ガアリマスカラ議長ノ手許マデ出シテ置キマシタガ、其趣意ハ全ク唯今元田君ノ述ベラレタノト同說デアリマシテ、符節ヲ合セタ如クデゴザイマス、併シ元田君ハ私ノ修正文ヲ御讀ミニナラナイ様デ御坐マスガ、私ハ元田君ノ說トシテ贊成シテモ宜シウゴザイマスガ、私ノ修正文ハ斯ウナリマス「辯護士ニシテ此法律又ハ辯護士會會則ニ違背シタル所爲アルトキハ會長ハ評議員會又ハ總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲メ檢事正ニ申告スヘシ」即チ信用ヲ失フベキ云々ト云フヲ削リ外ナラヌデゴザイマス、元田君モ已ニ述ベラレマシタ如ク信用ヲ失フベキ所爲ト云フハ、辯護士ノ風紀ヲ保持スル規程ニ背イタモノ

デアッテ、即チ此風紀ヲ保持スル所ノ規程ニ背イタモノナラバ、已ニ書イテアル所ノ辯護士會則ニ違背シタモノデアアル、故ニ之ヲ加フルコトヲ爲スハ蛇足デアアル、故ニ之ヲ削リマス(贊成ノ聲起ル)併シ元田君ニ於テ修正文ガ出テ居リマスナラ、元田君ノ説ニシテモ宜シウゴザイマス

○元田肇君(百四十一番) 其通り宜シウゴザイマス

○野出鎭三郎君(二百九十三番) 私ハ反對デゴザイマス、昨日モ此事デハナイケレドモ、此事ニ就イテハ他ノ事ヲ論ジテアル、此第五條ノ第二ト云フモノハ僅ニ範圍ガ狭イノデアアル、即チ不正ノ所爲ヲ爲シテモ僅カ偽證罪デアルトカ、偽造罪デアルトカ、盜罪デアルトカ、詐欺取財デアルトカ、受寄物ノ消費ニ關スル罪デアルトカ、斯ノ如ク僅カナ罪狀ヨリ揭ゲテナイノデアアル、然ルニ昨日申シタル如ク認告罪デアルトカ、家資分散ニ關スル罪ヲ犯シタル者デアルトカ、隨分列舉シマスレバ辯護士ノ信用ヲ害スベキ所ノ罪ヲ犯シ、尙ホ且ツ斯ノ如キ者ヲ辯護士タラシムルコトニ於テハ、甚ダ不都合ナコトデアアルノデ、或ハ斯ク申シタルナラバ此事ハ辯護士會則ニ極メルカラ是デ差支ナイデハナイカト云フ御論アルカモ知レマセヌガ、併ナガラ辯護士會則ハ斯様ナ犯罪ヲ犯シタル者ヲ罰スルコト云フ様ナコトヲ極メルベキモノデナイ、即チ辯護士會則ニハ辯護士ノ風紀ヲ保持スルニ必要ナル取締法ヲ規定スルニ止マルモノデアアル、然ルニ若シモ此信用ヲ失フベキコト云フコトヲ削除シマシタルバ、遂ニ此辯護士會ノ信用ヲ維持スルコトガ出來ナイデ、又元田君ノ今云ハレマスル所ニ依レバ、隨分辯護士會ト云フコトハ種々議論ガアル、或ハ反對ノ攻撃ヲ受ケルガタメニ、其罰則ニ依ッテ相當ヲ得ナイ決議ヲ受ケテ、遂ニ懲戒裁判ニ付セラル、ト云フ恐ガアルト云フコトデゴザイマスガ、元田君ノ如キハ決シテツンナ恐ハアル配ナイ、私ハ元田君ヲ信用シテ居リマスガ、決シテ懲戒處分ト云フコトハ御心配ナイ、併ナガラ萬々一斯ノ如キコトガアツテモ懲戒裁判ト云フモノハ、控訴院ノ懲戒裁判所ニ於テ開クノデアアツテ果シテ信用ヲ失フベキ、即チ斯ノ如キ不正ノ所爲デアアルト云フ證據ガアツタナラバ、懲戒裁判ニ付スルノハ當前ノ話デアリマスガ、決シテ黨派ノ争デアアルトカ議場ノ紛擾ノ結果ノタメニ無罪ノ人ガ辯護士ガ不幸ノ決議ヲ受ケテモ懲戒裁判所ガ此處ニアルノデアアルカラ決シテ罪ヲ受ケルコトハナイカラ斯様ナ心配ハナイノデアアル、是故ニ之ヲ削除シタルバ甚ダ不都合デアアルト考ヘマスカタシテ、原案ヲ維持致シマス

○元田肇君(百四十一番) 一寸簡單ニ一言致シマスガ、私ガ心配ニナルト云フノデ發議シタルノデハゴザイマセヌ、敢テ辯駁スル必要モゴザイマセヌガ

○議長(星亨君) 二度ハ許サヌデス、發議者ハアツチヘ御譲リニナッタ様デスガ

○千葉胤昌君(二百十四番) 野出君ノ修正説ハ議題トナリマシタカ

○議長(星亨君) 議題ニナリマセヌナ、野出君ノハ原案維持ニナリマスカラ

○千葉胤昌君(二百十四番) 是ニ但書ヲ加ヘルト云フ説デス

○議長(星亨君) アレハ……一寸九十三番ニ承リマスガ、九十三番ノハ委員會ノ修正ニ唯何デスナ、委員會ノ修正ノ若クハ信用云々ヲ除クト云フ意味ニナリマスデスナ

○小西甚之助君(九十三番) 私ノ説ハ詰リ「辯護士ニシテ此法律又ハ辯護士

會則ニ違背シタル所爲アルトキハ三云々トシマス
○議長(星亨君) ソレデハ委員會ト同ジコトデス、——議論ガナケレバ決ヲ採リマセウ

(政府委員清浦奎吾君演壇ニ登ル)

○政府委員(清浦奎吾君) 此信用ヲ失フベキ所爲ト云フコトヲ削ラウト云フ修正説ガ出テ居リマスガ、是ハ削ラレタナラバ辯護士ノ信用ヲ維持スルコトハ出來能ハヌト考ヘマスルカラ、一言辯ゼザルヲ得ナイ、何トナレバ辯護士會則ニ風紀ヲ維持スルコト云フコトガアルカラシテ、即チ辯護士會則ニ違背シタモノナラバ信用ヲ失フト云フ所爲ト云フコトヲ其方ニ籠ルト云フ様ナ意味デゴザイマシタガ、辯護士會則ハ御承知ノ通り一定ノモノデナイデゴザイマス、即チ此各地方裁判所毎ニ、辯護士會ト云フモノヲ設ケマシテ、各辯護士會適宜ノ會則ヲ設クルノデ、決シテ全國畫一ニ辯護士會會則ト云フモノヲ設クルコトハ出來ナイノデアアルカラ致シマシテ、其風紀ヲ維持スルコト云フ點ニ於テモ、一方ノ辯護士會デハ極ク粗ニ設ケタ所モアリマセウシ、一方ノ辯護士會デハ密ニ設ケル所モアリマセウシ、然ルニ辯護士會會則ノ設ケ方ノ粗密ニ依ッテ、或ル辯護士會ニ屬スル辯護士ハ懲戒ヲ受ケルコトガアリ、或ル辯護士會ニ屬スル者ハ懲戒ヲ免ル、コトヲ得ル者ガアル、斯ウ云フヤウナコトニナリマシテハ、極メデ不都合デアラウト思フデゴザイマス、且ツ此信用ヲ失フベキ所爲ト云フモノヲ列記シヤウト云フヤウナ元田君カラ御説ガ出テ居リマシタケレドモ、信用ヲ失フベキ所爲ヲ列記シ盡スト云フハ、殆ド六ツカシイト思フノデゴザイマス、何カ信用ヲ失フベキ所爲アル時トシテハ甚ダ漠然ニ屬スルト云フ恐アルヤニ聞受ケマシタガ、是モ野出君カラ申サレマシタ如ク、會長ハ常議員會又ハ總會ノ決議ニ依ル、斯ノ如ク鄭重ノ手續ニ依ッテ檢察正ニ申告シ、檢察正モ深く取調ノ上ニ控訴院ヲ如何ナル手續ヲ以テ之ヲ審判スルヤト申シマスレバ、即チ此判事ノ懲戒裁判ニ定メラレテ居ル所ノ規則ヲ適用シテ、最モ鄭重ナル手續ヲ履シテ裁判ヲ致スコトデアラレタマニ氣遣ハシナイナドト信用ヲ失フベキ所爲アリト云フコトガ漠然デゾレガタメニ氣遣ハシナイナドト云フコトハ決シテアルマイト思ヒマス、畢竟此等ノ箇條ハ辯護士ノ信用ヲ維持シ、其品位ヲ成ルベク高メヤウト云フタメニ、存セラレタル箇條デゴザイマスルデ、此等ノ修正説ガ元田君ヨリ出ヤウト云フコトハ、私ハ不思議ニ考ヘル位ノ次第デゴザイマス、此事ハドウゾ野出君ノ申サレマスル如ク、即チ原案ノ通ニナランコトヲ希望致シマス

○立川雲平君(百九十八番) 私ハ、元田君ノ説ニ贊成デゴザイマス、唯今政府委員ノ辯護士會ハ各地別々ニナツテ居ルガタメニ、之ニ違反スル者ニ對シテ懲戒ヲ加ヘルノニモ、別々ニナルト云フヤウニ申サレマシタ、併ナガラ此信用ヲ失フベキ所爲ト云フ漠然タル一項ヲ設ケテ置キマスルト云フト、各地同一轍デハナクシテ、其當時ノ場合ニ依ッテ或ハ斯ノ如ク信用ヲ害スルト云フモノモ尙ホ其餘ニ當ルト云フ議論モ出ヤウ、又後ノ年ニハ此程ノ程度ニ及ンデモ尙ホ信用ヲ害スル所爲デ無イト云フ結果ガ出ルニ違ヒナイ、詰ル處政府委員ノ辯明ハ同ジコトニナルノデアアル、各地ノ辯護士會會則ヲ設ケテアル以上ハ、其會則ヲ遵守スルハ當然デアリマスガ、其中ニ風紀ニ關スル條項ヲ設ケテ置イタル事柄ヲ以テカラニ、懲戒裁判ヲ求ムル原由ト致スハ、詰リ

争ノ種トナルヲウツ存シマスカラ、元田君ノ説ヲ賛成致シマス

○小西甚之助君(九十三番) 唯今政府委員ノ……

○議長(星亨君) 貴方ハ嚴密デアリマス、辯明デアリマセウナ

○小西甚之助君(九十三番) 辯明デアリマス、……私ハ發議者ノ義務トシテ

爰ニ尙ホ修正ヲ致シマシテ理由ヲ一言致シテ置カウト思ヒマス、唯今政府委

員ノ云フ所ニ依リマス、云フコトハ、此信用ヲ失フベキ所爲ト云フモノヲ削

ト云フ、妙ナ結果ニナルト云フコトハ、一向分ラヌ、即チ此辯護士會則ノ

如キハ斯ノ如ク規定セヨト命ジテ無イ、決シテ各地皆畫一ニ出ルコトハ無イ、

組密ノアルト云フコトハ明カナコトデアアル、故ニ甲ノ地方ト乙ノ地方ト其制

裁ヲ異ニスルト云フヤウナコトニナラバ往ケナイト云フ議論デアアル、併ナ

ガラ此信用ヲ失フベキ所爲ト云フヲ削ツタカラトモ、此不信用ノ所爲ヲ爲

ス時ニ於テハ、之ニ制裁ヲ與フルコトハ辯護士會則ノ風紀ヲ維持スルト云

フ規程ノ中ニ、存シ置クベキモノデゴザイマス、而シテ此辯護士會則ナル

モノハ、如何ニシテ成立スルカト云フタナラバ、即チ決議ヲ致シテ檢事正

ヲ經由シテ司法大臣ノ認可ヲ受ケテ、サウシテ始メテ確定スル所ノモノデ

アル、故ニ司法大臣ニ於テ若シモ其會則ガ粗デアツテ、信用ヲ失フノ所爲ヲ

ナシタル者ニ對スル制裁ガ行居カナイト云フコトデアツタナラバ、司法大臣

ニ於テハ屹度之ニ對シテ認可ヲシナイト云フコトガ出來ルモノデアアル、即チ

此會則ト云フモノハ、辯護士會ガ決定ヲ致シテツレデ確定ヲ致スモノデハナ

クシテ、此效力ヲ有スルニハ司法大臣ノ認可ヲ經テ、爰ニ始メテ其效力ヲ有

スルモノデゴザイマス、故ニ各地方畫一デナイ粗密ノ別ガアルデアラウト云

フ、心配ハ要ラナイデアラウト思フノデゴザイマス

○議長(星亨君) 採決致シマセウ、即チ決ヲ採ルニハ先ツ第一小西君ノヨリ

先キニ採リマス、其都合ニ依リマシテ委員ノ修正説ヲ採リマス、即チ小西君

ノ説ニ賛成ノ御方ハ起立

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數デゴザイマス、依ツテ小西君ノ修正ニ極リマシタ、最

早三十三條ニハ別ニ御議論ガナケレバ、原案通り可決シマス

○山田泰造君(百八十八番) 野出君ノハ議論ニナリマセヌカ

○議長(星亨君) 野出君ハ原案維持デゴザイマス……

○野出鎬三郎君(二百九十三番) 但書ヲ……

○議長(星亨君) 賛成ガナイ、二十八ナクテハ往カナイ——三十三條ハ即チ

原案通り決シマシタ、三十四條ヨリ——三十四條五條ヲ會議ニ掛ケマス

(異議ナシト呼ブ者多シ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案通りニ決シマス——ツレカラ附則……附則第三

十六條ヨリ三十九條マデ會議ニ掛ケマス

○藤野政高君(百十七番) 私ハ本案ヲ修正シタイト思ヒマス

○議長(星亨君) ドノ條デス

○藤野政高君(百十七番) 三十六條、其修正ノ仕方ハ「現在ノ代言人ハ其免許

期限内ニ辯護士名簿ノ登録ヲ求ムルトキハ、試験ヲ要セスシテ云々……現在

ノ代言人ハ其免許期限内ニ修正スルノデゴザイマス、其譯ハ六十日以内ト云

フコトニナラテ居リマス、現ニ免許期限内デアツテモ六十日以内デナケレ

バ、許サヌト云フコトニナルノデアアル免許期限内ナレバ、何日デモ登録ヲ請フ

タル折ニハ、許スコトニセナイデハ理窟上甚ダ不都合ト考ヘルノデアアル、是

故ニ右ノ如ク修正ヲシタ所以デアアル

○議長(星亨君) 賛成ハナイ様デス

(採決ト呼ブ者アリ)

○元田肇君(百四十一番) 何處マデ往テ居ルノデス

○議長(星亨君) 三十九條カラ末條マデ會議ニ掛ケテ居リマス、三十九條マ

デ……

○元田肇君(百四十一番) 私ハ出シテ見マスガ、此三十九條「本法ハ明治二

十六年五月一日」トアルヲ「四月一日」トシタラバドウデアラウト考ヘテ居ル

カラ、マア出シテ見マス

○議長(星亨君) 決ヲ採リマスガ、此三十六條ハ今ノ百十七番ノ修正モアリ

マスガ、賛成ガアリマセヌカラ成立チマセヌモノトシテ、餘ハ即チ委員會ノ

修正ニ御議論ガナケレバ、其通りニ可決致シマス

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(星亨君) 然レバ其通りニ可決致シマス——、三十七條ハドウデス

(是モ修正ノ如クト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然レバ三十七條ハ修正ノ如ク、三十八條ハ條項ノ變換デス

ガ……

(是迄ノ決議ノ結果デ宜シイト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 十三條カ十四條ニナルカ調ベテ見ナケレバ分リマセヌ、三

十八條三十九條ハ其儘ニテ御議論ガナケレバ、即チ修正ヲサレタ原案通りニ

決シマス

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○村松龜一郎君(二百十一番) 直ニ三讀會ヲ開カル、コトヲ希望致シマス

(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(星亨君) ドウデス、二百八十四番

○黒田綱彦君(二百八十四番) 直ニ三讀會ヲ開クト云フコトデゴザイマス

ガ、此事ニ就イテハ熟考ヲ要スルコトガアリマセウ、他ノ法律ト抵觸スルヤ

ウナコトガアツテハナラヌデスカラ、既ニ先達而モ私ガ見マス所ニ依リマスル

ト、此處デ三讀會マデ略シタモノ、中ニ脱字ガ一字アツタヤウニ考ヘル、サウシ

テ此法律ハ左迄急施ヲ要スルモノデモアリマセヌカラ、尙ホ熟考ヲ致シテ見

タイ、殊ニ今修正ニナリマシタル政府案ノ第十五條ノ第三ノ所ノ如キハ、少

シク考ヲ要スルコトナンドス、デハハ委員ノ朱書ヲ入レラレタ通りデハ

宜イカ、將タ政府案ノ方デ宜イカト云フコトハ、今少シ研究致シマセヌデハ

ナラヌコト、考ヘテ居リマス、是ハ民事訴訟法ニ關係モアルカラ或ハ私ノ考

デハ、委員ノ朱書ノ通りデ宜イカモ知ラヌケレドモ、是ハ今少シ熟考シテ見

ナケレバ分ラヌモノデアルカラ、兎モ角今日ノ所ハ第三讀會ヲ延ベテ、他日

確定ニナルヤウニ致シタイ

○議長(星亨君) 諸君ニ御相談ヲ致シマスガ、直ニ三讀會ヲ開クト云フコト

ニナリマス、今ノ様ナ何モアリマスカラ、即チ本日ハ三讀會ヲ開カズ、明

日ノ議事日程ニ載セルト云フコトニシタラバドウデス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 殊ニ議事日程ニ載セルハ議長デ出來ルノデスカラ、サウ云フコトニシテハ……

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) サウ云フコトニシテ、明日ノ議事日程ニ載セテ三讀會ヲ開クコトニシマセウ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 是ヨリ、本日ノ議事日程第二新聞紙條例改正案……

第二新聞紙條例改正案第一讀會ノ續(特別委員長報告)

○加賀美嘉兵衛君(二百九十一番) 新聞紙法ノ委員會ノ報告ヲ致スヘキ場合デゴザリマスルガ、今日ハ委員長ガ缺席デゴザリマスカラ從テ理事ノ私ガ報告致スベキコト、心得マスガ、當時理事タル本員ハ病氣ノタメニ缺席致シマシタカラ、成ルベクハ他ノ委員カラ報告致サル、ヤウニ致シタイ、御許シゴザリマスレバ二百七十八番カラ報告スルコトニ致シマス

○議長(星亨君) 二百七十八番ハソレデハ如何デスカ誰方デモ宜イガ

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 今理事カラノ請求ノ通り宜イナラバ、報告致シマセウ

○議長(星亨君) 宜イ

(波多野傳三郎君演壇ニ登ル)

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 唯今諸君ガ御聽ノ通り、委員長タル伊藤大八君ハ鐵道會議ノタメニ缺席セラレ、又理事タル加賀美嘉兵衛君ハ病氣ノタメニ委員會ニ缺席セラレタコトモアルガ故ニ、二百七十八番ヨリ委員會ノ經過ノ模様ヲ諸君ニ御報道スルヤウニ云フコトデゴザリマスカラ代テ御報道致ス、此新聞紙法ノ第一讀會ヲ開キマシタル去ル三日ニ我々九名ヲ特別委員トセラレテヨリ以來、我々委員ハ殆ド毎日午前九時ヨリ午後モ本會ニ差支ナキ限リハ、本會ノ方ヲモ退イテ九日ニ至ルマデノ間、此新聞紙法ヲ始メ共ニ付託セラレマシタ所ノ集會及政社法、出版法、版權法等ノ調査ニ係リマシテ、去ル九日ヲ以テ調査ヲ終リ議長マデ報告致シマシタル箇條ゴザリマス、其間多少糞浦君等カラ出サレタル法案ヲ改正致シマシタル箇條ゴザリマス、之ヲ何故ニ委員會ニ於テ改正ヲ致シタカト申シマス云フト、委員會ノ改正シタル譯ハ、抑々此新聞紙法案タル第一讀會ヨリシテ、我々議院ノ多數ヲ以テ通過シタルモノデアツテ殊ニ第三讀會ニ至ツテハ、一讀會ヲ開キタル當時ニ第二讀會第三讀會ヲ開イテ確定シテ、同日ノ中ニ之ヲ貴族院ニ送付スルト云フ程ノ有様デアリタルモノヲ、當第四讀會ニ至ツテ諸君ガ特別委員ヲ設ケテ、此特別委員ニ調査セシメラル諸君ノ意ハ、蓋シ第一讀會ヨリ第三讀會ニ至ル迄ノ間ヨリハ、別ニ修正ヲ加ヘヤウト云フコトノ諸君ノ御希望デアツタト、委員會ニ於テハ見マシタガ故ニ、諸君ノ希望ヲ滿タサント欲シテ、爲ニ我々委員ハ多少ノ修正ヲ加ヘマシタ、其修正ヲ加ヘマシタ箇條ヲ一々申上ゲマシヨリハ、修正ヲ加ヘマシタル箇條ヲ別ニ刷物トシテ、諸君ノ御手許ニ御回シ置キマシタカラ委シカハ述ベマセヌガ、重ナル箇條ヲ申シマスレバ、其一ハ現行法ニゴザイマス所ノ保證金ヲ其儘ニ存スルコト、又今一ツハ現行ノ法ニ

アツテ而シテ糞浦君等ノ出サレタル案ニゴザイマセヌ所ノ發行停止ト云フモノヲ一週間ト期限ヲ定メ、而シテ發行停止ニ先ツテ豫メ期限ヲ定メ事項ヲ指定シテ、發行停止ヲスルコトガ出來ルト云フコトヲ置キ、今一ツハ陸海軍大臣ガ軍機軍略ニ關シテ命令ヲ發スルコトガ出來ルト同様、外務大臣ハ外交ニ關シテハ殊ニ命令ヲ發スルコトガ出來ルト云フコトヲ加ヘタノガ、重ナルモノデアツテ、其他ハ集會及政社法出版法案等ト、彼レ此レ相ヒ相應スル丈ノ修正ヲ加ヘマシタ、又デアリマス、是ガ委員會ノ經過ノ大要デゴザイマス、尙ホ御質問等ガゴザイマスレバ、御質問ニ應ジマセウガ、事細カナコトハ此處デ述べルヨリハ御手許ニアル所ノ修正案ヲ御覽ニナル方ガ、御便利ト思ヒマス

○厚地政敏君(二百五十三番) 質問ガアリマス

○議長(星亨君) 二百五十三番

○厚地政敏君(二百五十三番) 唯今委員長モ理事モ何カ不都合ノタメニ、御報告ガ出來ナイト云フコトデアアルガ、出來ナイト云フナラバ致方ガナイガ、唯今代理トシテ説明セラレタ其説明ニ依レバ此報告書ヲ見レバ分ル、細カニ説明スルニ及バヌト云ハレタガ、併ナガラ我々ハ之ニ就イテ大ニ説明ヲ求メナケレバナラヌ、此提出者タル伊藤大八君ハ如何ナルコトヲ云ハレタカ、之ニ贊成シタ時ハ百十二名ノ多數是等ノ多數ノ贊成ヲ得サウシテ提出者タル伊藤君ハ曰ク此新聞紙條例ナルモノハ、專制政府ノ下ニ於テ成立タルモノモノデアアル、——藩閥政府ノ下ニ於テ成立タルモノモノデアアル、是ハ衆議院ノ議決ヲ經テ一讀會デ直ニ可決シテ委員ニ付託シナイデ宜イシト迄主張シタ、然ルニ斯ノ如ク發言シタ人ガ、斯ノ如ク百十二名ノ贊成ヲ得テ、此議場ニ持出シタル諸君ガ、而カモ其委員ニナリナガラ此報告案ヲ見マスルト、第八條ニ保證金ヲ要スル、ツレカラ又十九條ニ至ツテ發行ヲ禁ジ若クハ停止スルトアルノハドウ言フ理由デアアルカ、最初保證金モ要ラナイ發行停止モ要ラナイ、斯ウ云フコトハ專制政府ノ下ニ成立ツタ、藩閥政府ノ下ニ成立ツタ條例デアアル、是ハ特別委員ニ付スルニ及バヌト云ヒナガラ、之ニ而カモ贊成シタル所ノ人ガ、直ニ翻ツテ斯ノ如ク報告サレタルハ、大ニ理由ガナケレバナラヌト思ヒマス、此報告書ヲ見テ諸君ガ了解ニナルニハ、大ニ説明ガナケレバナラヌト思ヒマス

○議長(星亨君) ドウ云フ意味ノ質問デス、委員會ノ經過デゴザイマス

○厚地政敏君(二百五十三番) 八條ト十九條ガ此通りニナツタ理由ガ分ラナイ

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 御答致シマス、唯今委員長理事ニ代テ御報告申シマシタ如ク、又唯今ノ御言葉ノアルガ如クニ、提出者タル糞浦君伊藤君等ニ於テハ、第三期ニ至ル迄衆議院ヲ通過シタルモノデアアル、之ヲ以テ見レバ第一讀會ノ場合ニ於テ直ニ二讀會ニ讀會ヲ開イテモ宜イト迄思フタニ、然ルニ諸君ハ第四回ニ限ツテ特別委員ヲ置イテ此事ヲ更ニ調査サセル其意ヤ察スベシ、之ニ對シテ相當ノ修正ヲ加ヘヨト云フコトデアアラウト思ヒマシタガ故ニ、委員會等ノ見ル所ニ於テ斯ノ如ク修正ヲ加ヘマシタ、止ムヲ得ヌコトデアアラウト思ヒマス

○厚地政敏君(二百五十三番) 成程特別委員ニ付託スルノハ、修正ヲ加ヘ

ラ宜カラウト云フ意見デアツタカモ知レマセス、ケレドモ此伊藤君ノ提出シタル所ノモノハ、唯今説明セラル、御當人モ賛成者デアツテ、而カモ百十二名ノ賛成ヲ得テ……

○議長(星亨君) 議論ハイケマセヌ

○厚地政敏君(二百五十二番) 議論デアアリマセヌ

○議長(星亨君) 宜シウゴザイマス、委員會ノ經過ニ就イテ、委員會デアハドウ云フコトデアアルカト云フコトヲ、御質問ニナツタラ宜カラウ

○厚地政敏君(二百五十二番) 精神ガ分ラナイ

○議長(星亨君) 議論ナラ差止メマス

○厚地政敏君(二百五十二番) 質問デス

○議長(星亨君) 質問ナラ其要領ヲ仰シヤイ

○厚地政敏君(二百五十二番) 然ラバ保證金ヲ出スノハ如何ナル理由デアアルカ、又發行停止ヲスルト云フコトノ理由ヲ明ニ……

○議長(星亨君) 委員會デア議論ノアツタコトヲ、茲ニ云フテ吳レト云フノデスカ

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 委員會ニ於キマシテハ今御尋ノ如ク代テ説明致シマス、二百七十八番ニ於キマシテモ此事ヲ提出スル位ノコトデゴザイマスカラ、希クハ保證金發行停止ハ豫テ提出ノ當時ノ譯ニ致シタイト思フテ議論ヲ致シマシタガ、其議論ノ末ニ至ツテ新聞紙ト云フモノハ他ノ營業トハ一種特別ノモノデアツテ、此營業ヲシテ居ル新聞紙ニ記載シタコトノタメニ、一時ニ數千數萬ノ人ニ種々ナル影響ヲ及ボスコトモアル、ソレガ故ニ他ノ營業ト特別ノ保證金ヲ置クト云フコトモ、亦止ムヲ得ヌコトデアルト云フコトニ最後ニ歸著致シマシタ、又發行停止ノ事ハ如何ト申シマスルト、發行停止ハ前段申シマスガ如ク我々ニ於テモ——殊ニ二百七十八番ノ如キハ十有餘年新聞事業ニ關係シテ居ル者デゴザイマスカラ、十分除キタイト云フ考デ種々討論ヲ致シマシタガ、併ナガラ諸君ガ此特別委員ヲ置イテ而カモ他ノモノト共ニ之ヲ付託セラレタル所ヲ考ヘレバ、當期ニ於テ之ヲ實行スルト云フコトノ希望ヲ持タレテ居ル、希望スルト云フコトデアアルナラバ、害ノナイ丈ヲ除イテ、此箇條ヲ存シヤウト斯ウ云フコトガ委員會デア最後ニ歸著シタ議論デゴザイマス

○厚地政敏君(二百五十二番) 成程、誠ニ立派ナ説明デアリマス

○鈴木萬次郎君(六十一番) 本員等ハ修正ニ對シテハ、意見ヲ持ツテ居ルガ宛ニ角……

○議長(星亨君) 質問デスカ

○鈴木萬次郎君(六十一番) 意見デス、宛ニ角此案ニ就イテ……

○議長(星亨君) 質問ガナケレバ議論ヲ許シマス

○朝長慎三君(二百二十四番) 委員ニ對シテ少シ質問ヲシテ置キタイ、私ノハ全ク質問デアル議論ハ含ンデ居ラナイ、此保證金ノ中ニ横濱兵庫神戸長崎之ヲ京都大阪ト同一ニヤツタノハドウ云フモノデアアルカ、ソレガ開港場ト云フナレバマダ外ニモ開港場ハアル、然ルニ之ヲ除イテ他ノ府縣ヲ入レタ理由ハ、如何デス

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 御答申シテモ宜シウゴザイマスガ、委員

長タル伊藤大八君ガ出席セラレマシタカラ、伊藤君ヨリ答辯セラル、ガ至當ト思ヒマスデ、殊更控ヘテ居リマス

○議長(星亨君) 二百七十八番ニ申シマスガ、伊藤君ハ今出ラレタノデ前ノ行掛リモ分リマスマイカラ、今ノ事ハ貴方カラ御答ニナツタナラバ、却ツテ早カラウ便利ノタメニ……

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 然ラバ、唯今ノ事ノ御答スルノデアリマセウ、此通りニ彼ト此トノ間ニ區別ヲ置キマシタト云フノハ、何カト申シマスレバ、自ラ土地ノ繁閑ニ應ジテ新聞紙ノ發行ノ紙數ニ多少ガアル、其發行ノ多少ヲ見分ケテ、三府デアアルトカ開港場デアアルトカ云フヤウナ區別ヲ附ケズシテ、土地ノ繁閑ト新聞紙數ノ發行ノ多少ト云フモノヲ、大凡定メテ此區別ヲ附ケ置イタノデアリマス

○堀部彦次郎君(二百八十七番) 私モ質問デゴザイマスガ、此委員ヨリ、報告ニナリマシタ二十一條デゴザイマス、此二十一條ノ末文即チ「外務大臣ハ特ニ命令ヲ發シテ外交ニ關スル事項ノ記載ヲ禁スルコトヲ得」ト云フ一項ハ、私ハ頗ル之ニ對シテ議論ハゴザイマスルガ唯質問ヲ致シマスガ、ドウ云フ事カラ致シマシテ現行法ニモナク、又此伊藤大八君其他ヨリ出マシタ所ノ本案ニモナイ所ノモノガ加ツタト云フノハ、ドウ云フ行キナリデアアルカ、其委員會ノ行キナリヲ聽キタイノデアリマス

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 之ヲ加ヘマシタノハ如何ナル所以カト云フト、國家ノ上カラ云ヘバ外交ニ就イテハ秘密ヲ要スルコトガアル、ソレ故ニ現行ノ法律ニハ此事ナキガタメニ、昨年ノ五月露國皇太子ノ事件ノ起ツタ時ニハ、殊更ニ緊急ノ勅令ヲ發スルト云フヤウナ、行政官ガ手數ヲ掛ケルコトヲ免レヌコトガアルカラ、現行ノ法律ヲ補ツテ置クノハ必要デアルト云フノガ、委員會ノ歸著スル所ノ議論デゴザイマス

○朝長慎三君(二百二十四番) 最前ノ御答ニ對シテモウ少シ確メタイ、先刻波多野君ノ答ニハ、此保證金ノ額ノ等差ヲ附ケタノハ、土地ノ繁閑新聞紙數ノ發行ノ多少ニ依ツテ、此等差ヲ附ケタデアルト云フ御話ニ就イテハ、新聞紙數ノ大略ト云フモノハ御承知デアラウ、ソコデアレバ七百圓ニ對スル新聞紙數ト、ソレカラ一番最下等ノ三百五十圓ニ對スル新聞紙數トヲ御示ヲ願ヒタイ

○波多野傳三郎君(二百七十八番) サウ云フ細カイ所マデハ調べテ居リマセヌ、若シ御尋ナサル御方ガ御承知デゴザイマスレバ、幸ニ聞クコトヲ得マスレバ大ニ喜ブ位ナコトデアリマス

○元田肇君(四百一十一番) 委員長差支エ理事亦差支エテ委員ノ一人ナル波多野君カラ經過ヲ述ベタノデアリマスガ、幸ニシテ伊藤大八君委員長ガ出ラレタノデアアルカラ、丁寧反覆ニスルノ如キ理由デスノ如キ結果ヲ生ジタト云フコトヲ、満場ニ御報道アラマホシク私ハ願ヒタイ

(賛成々々無用々々ノ聲起ル)

○議長(星亨君) 二度述べルト云フコトハ、要ラヌジヤアリマセヌカ

○元田肇君(四百一十一番) ドウモマダ説明ガ足リナイ、答辯ガ其當ヲ失シテ居ルヤウニ考ヘル

○議長(星亨君) モウ宜カリサウナモノデゴザイマス、質問ガナケレバ討論ノ方ニ移ツテ宜イト考ヘマス

○鈴木萬次郎君(六十一番) 既ニ二次會ニ移ッタノデアリマスカ
○議長(星亨君) マダデス……別ニ御議論モナケレバ決ヲ採リマセウ、本案
ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトノ決ヲ採リマス、二讀會ヲ開クト云フコト
ニ賛成ノ方ハ、起立ナスッテ下サイ
起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ二讀會ヲ開クトニ極リマシタ
○鈴木萬次郎君(六十一番) 此新聞紙法案ニ就キマシテハ、委員ノ修正案ニ
對シテ……

○議長(星亨君) 六十一番ニ申ス、直ニ開クカドウカト云フコトヲ極メヌト
ナラス、動議デモ出シテカラデナイト……
○鈴木萬次郎君(六十一番) 然ラバ直ニ二讀會ヲ開クト云フノ動議ヲ起シマ
ス

(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(星亨君) 直ニ二讀會ヲ開クト云フコトニ御異論ガナケレバサウ致シ
マセウカ(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)、然ラバ多數ニ依テ直ニ二讀會ヲ
開クトニ決シマシタ、直ニ二讀會ヲ開クト云フコトヲ本員ハ動議トシテ出シマス

新聞紙條例改正案

第二讀會

○鈴木萬次郎君(六十一番) 此法案ニ就イテハ修正ノ簡條ガ澤山ゴザイマス
カラ、而シテ其修正ノ簡條ハ重ニ此議員提出ノ說ニ近イ修正ガ多イノデゴ
ザイマス、故ニ今日マデノ慣例デナク、議員提出ノ議案ヲ原案ト致シテ、委
員修正案ヲ修正案トシテ審議サレンコトヲ本員ハ動議トシテ出シマス
(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(星亨君) ツレハ當リ前ノ通りデ今マデハ委員會ノ修正ノ多イタメニ
決ヲ採ルニ大變都合ガ惡イカラ、委員會ノ修正ヲ原案トシタノデ、正則ニ依
レバ即チ原案ヲ矢張原案ニスルノデス、デ逐條審議ニ掛リマス第一條ヲ會議
ニ掛ケマス、朗讀ハ總テ省イタ方ガ宜カラウト考ヘル

○鈴木萬次郎君(六十一番) ツレデハ、唯今ノ御宣告ハ箕浦伊藤齋藤氏等ノ提
出ノヲ案ト認メテ宜シウゴザイマスカ

○議長(星亨君) 全體ハ修正案ガ宜イヤウデゴザイマスガ、議論ガアリサウ
デスカラ、ツレニシタノデス

○鈴木萬次郎君(六十一番) 了解致シマシタ、ツレデハ詰リ此案ハ原案ヲ可ト
スルノデゴザイマス

○議長(星亨君) 第一條デスヨ

○鹽田與造君(二百九番) 第一條デス長クハ申シマセヌ、此委員ノ提出致シ
マシタルモノニ、大分制限ヲ定メラレマシタノハ甚ダ我ハ好ミマセヌ修正
デアリマス故ニ原案ヲ賛成シマス

○鈴木萬次郎君(六十一番) 二百九番ニ賛成シマス
(原案ニ賛成ト呼ブ者アリ)

○早川龍介君(十七番) 能ク分リマセヌ

○議長(星亨君) 詰リ委員ニ賛成ハ少ナイト云フコトニナリマス、——決ヲ
採リマス

○牧朴眞君(二百二十九番) マア一ツ修正說ヲ出シマス、私ハ此原案箕浦君
等ガ出シマシタノヲ原案トシマシタナラバ、此第一條ハ我ハ信用シタル特
別審査委員ノ審査シマシタ所ノ第一條ノ通ニ修正ヲ致シタイト思ヒマス
(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(星亨君) 決ヲ採リマス、又間違フト困リマスカラ、能ク何ヲシテ、
此委員ノ修正說ハ賛成モ何モ要ラナクシテ成立ッテ居リマスカラ、委員ノ修
正說ヲ採ッテ、ツレカラ即チ成立タナケレバ原案ヲ採リマス、サウ云フ積リ
ニ御心得ヲ願ッテ或ハ立損フ様ナコトノナイ様ニ願ヒマス——委員ノ修正ニ
同意ノ方ハ起立

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、依ッテ委員ノ修正說ハ破レマシタ、是ヨ
リ原案ノ決ヲ採リマス、原案ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ原案ノ通ニ極リマシタ、是ヨリ第
二條ヲ會議ニ掛ケマス
(原案賛成ト呼ブ者アリ)

○鈴木萬次郎君(六十一番) 第二條第一項第二項第三項第四項第五項迄ハ委
員ノ修正說ニ異ナルコトハアリマセヌガ、末項ニ至リマシテ委員ノ修正說ハ
「紙面ニ部門ヲ分チ其各部門ニ主任編輯人ヲ設クルコトヲ得」トナッテ居リ
マスガ、是モ「編輯人ハ二人以上アルトキハ主トシテ其編輯事務ヲ擔當スル
者タルヘシ」ト云フガ至極適當ト思ヒマスカラ、是モ原案ヲ賛成シマス

○早川龍介君(十七番) 十七番ハ、委員ノ修正說ガ頗ル名說ト思ヒマス
(委員ノ修正說ヲ賛成シマスト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 決ヲ採リマス、委員ノ修正說ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下
サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、依ッテ委員ノ修正說ハ破レマシタ、原案
ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス原案通りニ極リマシタ、諸君ニ御相談シマ
スガ、是ハ始終斯ウ云フ様ニ立ッタリ坐ハタリスルト、或ハ百遍モヤラナ
ケレバナラヌガ、此通りニヤリマスカ、他ノ委員ニ託シテ調べ直スコトモ出
來マス
(何遍ヤッテモ往ケマセヌト呼ブ者、百遍デモ何遍デモ起チマスト呼ブ
者アリ)

○議長(星亨君) ツレナラ第三條デス、第三條ヲ會議ニ掛ケマス

○鈴木萬次郎君(六十一番) 三條モ第一條ガ原案ニ決シマシタ以上ハ不釣合
デアリマスカラ、是又原案ガ宜シイ適當ト思ヒマス
(賛成々々ノ聲起ル)

○早川龍介君(十七番) 拙者ハ此委員ノ修正ニ賛成致シマス
(賛成々々ノ聲起ル)

(政府委員法制局長官文學博士末松謙澄君演壇ニ登ル)

○政府委員(末松謙澄君) 諸君、本員ハ過日集會條例ノ第一讀會ニ述ベマシタ時分ニ當ツテ、三條例ヲ關聯致シテ諸君ニ申シマシタコトガゴザイマシタ、此時分ニ即チ政府委員トシテ申シマシタ時ニ、諸君ニ於テ原案ノ儘ノ通りデアルト云フコトデアリマスレバ、絶對的ニ反對スルト云フコトヲ述ベテ置イタ、而シテ其時分ノ言葉ノ下ニ多少話合ガ出來ルナラバ、實行ヲ期スルナラバ互ニ研究シヤウデハナイカ、互ニ出來ルナラバ相談シヤウデハナイカト云フコトヲ、合シデ居ッタコトハ諸君モ御承知デアリマセウ、又諸君モ其意思ヲ以テ特別委員ヲ選ンダデアリマス、而シテ諸君ガ特別委員ヲ選ンデ段々委員ト協議ヲシテ一案トナッタデアアルノデアル、而シテ政府ニ於キマシテモ成ルベクハ、若シ意思相投合スルコトガ出來レバ之ヲ行ハントスルコトヲ欲シタノデアリマス、而シテ諸君ノ御選ビニナッタ委員ニ於テモ、今日委員ハ餘程苦シイ位置ニ立ツタニ相違ナイ、然ルニ大概宜カラウトシテ餘程落付イタノデアアルノデアル、而シテ政府ハ發行停止ノ一條ニ就イテハ未ダ全ク意思相投合シタト云フコトニハ行カヌ、併ナガラ其他ハ大概意思相投合シテ政府ノ思フ所迄近付イタル時ニ至ツテ、諸君ガ直ニ之ニ色々ノ議論ガ起ツテ諸君ガ選ンダル委員ヲ信用セズ、如何ナル意思ヲ以テヤツタカト云フ様ナ御議論デアリマスカ、唯今ノ即チ議場ノ有様ヲ見レバ委員ノ説ハ成立タヌト云フ様ナ有様デ、以前ノ原案ニ戻ルト云フコトデアリマス、然ル以上ハ本員ハ茲ニ諸君ニ向ッテ一言シテ置カナケレバナラヌノハ、以前ノ如キ最初ノ原案ニナレバ、政府ハ絶對的ニ反對シナケレバナラナイ、(勝手ニセイト呼ブ者アリ)此一條々々ニ就イテ辯ジマス必要ハナイト考ヘマスカラ、全體ニ就イテ意見ヲ一應申シテ置キマス

(田中正造君勝手ニセイト呼ブ)
(ダマサレタ以上ハ駄目ダト呼ブ者及採決々々ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 委員説ニ賛成ノ方ハ起立

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、依ツテ委員説ハ破レマシタ、原案賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、原案通り極リマシタ

○村松龜一郎君(二百一十一番) 是ハ何箇條カ連ネテ會議ニ掛ケタイ、一條毎デハ大變ニ手間ガ取レマス

(賛成ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 修正ガアリマスレバ、一箇條ヅ、ヤラナケレバナリマセヌ

第四條

○小野隆助君(百一番) 委員説ヲ賛成致シマス、此委員ハ特ニ議長ノ指名デ極ツタ委員デ、最モ私共ハ信用シテ居ル、其委員ノ手ニ成ツタ此改正デアアルカラ……

○鹽田與造君(二百九番) 此四條五條六條ハソツクリ其儘デスカラ……

○鈴木萬次郎君(六十一番) 原案ト委員ノ説ハ違ツテ居リマセヌカラ合ゼテ……

○議長(星亨君) 第四條ノ一條ヲ會議ニ掛ケマシタ
(異議ナシト呼ブ者アリ)

○大垣兵次君(二百三十七番) 念ノタメデゴザイマスガ、此委員ハ誰デゴザイマスカ

○議長(星亨君) 委員ハ誰デシタカ——六十一番ニ承リマスガ、四條ニ「ナス」ト云フ「ナ」ノ字ガ「爲」ト云フ字ニナツテ居リマスガ、矢張是モ採ツテ置カナケレバナラナイ

○和田彦次郎君(六十六番) 「ナ」ノ字ガ「爲」ノ字ニナツタ位ノコトハ御忍ビニナツテ、修正説ニ皆サン御同意ヲ願ヒマス

(採決ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 委員ノ名前ヲ言ヒマセウカ

○大垣兵次君(二百三十七番) 甚ダ御手数敷デスガ……

(必要ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 私ハ聽カレタカラ云フ、波多野傳三郎君、箕浦勝人君、渡邊洪基君、坪田繁君、伊藤大八君、加藤平四郎君、元田肇君、加賀美嘉兵衛君、丹後直平君——是丈デスナ

○大垣兵次君(二百三十七番) 分リマシタ、是カラ起立ノ時ニ注意シテ見デ居リマス

○議長(星亨君) 第四條デ「ナス」ト云フ「ナ」ノ字ガ「爲」ト云フ字ニ修正ガゴザイマスカラ採決致シマセウ——委員ノ修正説ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、依ツテ委員ノ説ハ破レマシタ、原案ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ツテ原案通り決シマシタ

○石井定彦君(百七十五番) 此採決法ニ就キマシテ、ドウカ議長ノ御考デ簡便ナ方法ヲ取ラレンコトヲ希望致シマスガ、私ハ思付ヲ一言致シタイ、先ヅ此滿場ノ景況ヲ見マスルト委員ノ修正説ト、原案ト一ツニ相別レテ居ル様デス、他ニ是レト云フ説ガ出マシタラ格別、出マセヌ時ニ於キマシテハ、委員ノ修正説ヲ御採リニナツテ、愈々是ガ少數ト御認メニナツタ以上ハ、原案賛成ガ多數デアアルカラ、ソレ丈ハ御略シニナランコトヲ望ミマス

○議長(星亨君) 第五條——第五條ニモ修正ガアリマスナ

○牧朴貞君(二百二十九番) 委員ノ修正ヲ賛成致シマス

(採決ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 委員ノ説ニ賛成ノ方ハ、起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 即チ委員ノ説ハ少數ト認メマス、原案ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ツテ原案通り決シマシタ——第六條

(原案通りト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 第六條ハ修正ガアリマセヌナ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 是ハ異議ガナケレバ原案通りニ極メマス、——ソレカラ六條ノ後トノ七條八條九條マデハ、委員ノ修正デ殖ヤシテゴザイマス、是丈ヲ會議ニ掛ケマス

○牧朴真君(二百二十九番) 委員ノ修正ヲ賛成シマス

○議長(星亨君) 七條八條九條丈ガ委員ノ修正ニナツテ居ル、サウスルト七條ヲ會議ニ掛ケマス、七條ヲ會議ニ掛ケマスト其七條ノ前ニ當ツテ、七條八條九條ト云フモノガ委員ノ修正ニナツテ居リマス

(委員ノ說ニ賛成ト呼ブ者アリ)

○鈴木萬次郎君(六十一番) 第七條ニ編輯人印刷人ハ相兼ヌルコトヲ得スト云フ委員ノ修正デアリマス、是ハ原案ニ……

(賛成ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 決ヲ採リマス、七條即チ原案ノ七條ヲ會議ニ掛ケテゴザリマシテ、從ツテ委員ノ修正ノ七條八條九條モ掛ケテゴザイマスカラ即チ其決ヲ採リマス、委員ノ說ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、依ツテ委員ノ說ハ破レマシタ、原案即チ七條ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ツテ原案通り極リマシタ——諸君ニ一寸御相談シマスガ、此委員ノ修正ノ中ニ八條——此八條二十一條トカ又ハ九條ヘ持ツテ行ツテ十二條ト云フコトガ書イテゴザイマスガ、是ハ既ニ委員ノ修正ノ七條八條九條ト云フモノガ成立タナイ以上ハ、此數條ハ別ニ決ヲ採ルノ必要ガナイト考ヘマスカラ、即チ決ヲ採リマセヌ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 左スレバ原案ノ八條ヲ掛ケマス——八條ヲ會議ニ掛ケマス(決ケト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 決ヲ採リマセウ、此原案ノ八條ノ中ニ當ノ字ガ任ノ字ニナツテ居リマスカラ——即チ委員ノ修正說ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、原案賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ツテ原案通りニナリマシタ、九條——九條ヲ會議ニ掛ケマス、九條ハ別ニ修正モゴザリマセヌカラ、新ニ修正ガ出ナケレバ原案通りニ極メテ宜シウゴザリマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案通り極メマス、十條——十條ヲ會議ニ掛ケマス——決ヲ採リマセウ、委員ノ修正說ニ賛成ノ御方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、原案ニ賛成ノ御方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ツテ原案通り決シマス、第十一條——第十一條ハ別ニ修正モアリマセヌカラ、原案通りデドウデス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 十二條ヲ會議ニ掛ケマス、依ツテ委員ノ說ノ十五條モ從ツテ會議ニ掛ケテ居ル譯

(原案賛成ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 決ヲ採リマセウ、委員ノ說ニ賛成ノ御方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、原案ニ賛成ノ御方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ツテ原案ニ決シマス——十三條ハ別ニ委員會ニ於テモ修正ガアリマセヌ、御議論ガナケレバ原案通り……

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案通り決シマス、——十四條

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 修正ニ賛成ノ御方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、原案ニ賛成ノ御方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ツテ原案通り決シマス——十六條ヲ會議ニ掛ケマス、從ツテ委員ノ修正ノ二十條モ會議ニ掛ケテ居ル——決ヲ採リマセウ、委員會ノ修正ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス——原案ニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、原案ニ可決致シマシタ——第十七條

○堀部彦次郎君(二百八十七番) 此委員ノ修正ニ對シテ反駁シテ宜イデスナ

○議長(星亨君) 宜シウゴザリマス

(無用ヤト呼ブ者アリ)

○都崎秀太郎君(七十九番) 大分諸君モ疲レマシタ様デスガ、衆議院規則第九十五條ヲ適用シテハドウデセウ——兩方ヲ併セルト云フコトニ

○議長(星亨君) 兩方併セル併セナイト言フコトハ、議事ノ都合ニ依ッテ採ルノデスカラ

○都崎秀太郎君(七十九番) 衆議院規則ノ九十五條ヲ御覽ヲ願ヒタイ

○議長(星亨君) ツレハ衆議院規則ノ何ハ併セテ採ルコトモ、亦併セテ採ラヌコトモアル、私ハ此間ニ又他ノ議論ガ出タ時ニ、九テ採ルコトガ出來ナクナリマスカラ一條々ヤツテ居ルデス、修正ノ上ノ修正ナドガ出來タラ速モ仕方ガナイ

○早川龍介君(十七番) 立ッテモ立タヌデモ效能ガ無イ様デスガ、ドウカ簡便ナ法デ御遣リニナツタ方ガ、私共效能ノアル方ニ立ッハ宜シイケレドモ……

○議長(星亨君) 十七條——ドウモ今仕方アリマセヌ——十七條委員說ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ

起立者 少數
○議長(星亨君) 少數ト認メマス——原案賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ

起立者 多數
○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ原案ノ通りニ決シマシタ——第十八條——決ヲ採リマセウ、原案ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ、間違ッタ委員說ニ——イヤ違ヒマシタ

○小野隆助君(百一番) 委員說ハ何條ニナツテ居リマスカ

○議長(星亨君) 十八條ノ原案ヲ採ルノデス——原案ヲ採ッテ居ルデスカラ、十八條ノ委員說ガアルノデゴザリマシテ、前ニ原案賛成ト云フタノハ間違ヒデス宜シウゴザリマスカ、ツレデ即チ十八條ノ委員說ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、原案ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ、コンドハ原案デスヨ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ原案ニ決シマス

○鈴木萬次郎君(六十一番) 十九條以下意見ガナカラウト思ヒマスカラ

○議長(星亨君) ソレナコトハイケマセヌ

○鈴木萬次郎君(六十一番) ドウカ是ハ一ツニ纏メテ決ヲ採ルコトニ致シタイト考ヘマス、其事ヲ議長カラ異議ガアルヤ否ヲ御問ニナツテ、十九條以下仕舞マデ一ツニシテ宜イカドウカ御問ナスッテ下サイ

○議長(星亨君) 六十一番ニ申シマス、議會ハ既ニ幾度立ッテモ宜シイト云フコトヲ一週極メテ來タ、一時間ニナラズシテサウ云フ様ナコトヲスルノハ餘リ面白クナイ、依ッテ議長ハ此議事ノ神聖ヲ保ツタメニ前ノ通りヤリマ

ス——十九條決ヲ採リマス

○小野隆助君(百一番) 委員說ノ何條ニナツテ居リマス

○議長(星亨君) 委員ノハ二十三條、サウシテ原案ノ十九條即チ十九條ヲ決ヲ採リマスガ、委員會ノ修正說ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス原案ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、此原案通り極リマシタ——二十條委員說ノ二十五條ニナツテ居リマス、是ニハ二十四條ノ委員ノ修正ガゴザイマスカラ、是モ同ジク會議ニ掛ケマス——採決致シマス、委員會ノ修正說ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト考ヘマス——原案ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數依ッテ原案通り——二十一條是ハ委員會ノ修正ノ二十六條ニナリマスガ、是ハ別ニ修正ガアリマシテモ、文字デゴザイマスカラ、先程決シタ通り文字ハ別ニ何ハシマセヌカラ、原案通りトシテ宜シウゴザリマセウ

(宜シウゴザイマススト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 二十七條——委員會ノ二十八條——二十二條是ハ「ナス」ノ「ナ」ノ字ガ「爲」ト云フ字ニナツテ居ル、決ヲ採リマセウ原案ノ二十二條デス、ツレニ修正ガゴザイマスカラ、修正ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、——原案ニ賛成ノ方ハ起立

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ原案通り——二十三條原案ノ二十三條修正ノ二十八條——決ヲ採リマセウ、二十三條ニハ修正ガゴザリマスカラ、修正ニ賛成ノ方ハ起立

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、——原案ニ賛成ノ方ハ起立

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數、依ッテ原案——二十四條決ヲ採リマセウ、原案ノ二十四條ニシテ修正ノ二十九條決ヲ採リマス、即チ二十四條修正ニ賛成ノ方ハ起立

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數、原案ニ賛成ノ方ハ起立

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數依ッテ原案——二十五條委員說ノ三十條ニナツテ居リ

マス決ヲ採リマセウ、修正ニ賛成ノ方ハ起立

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、原案ニ賛成ハ起立

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數依ッテ原案ニ極リマシタ、——二十六條ハ別ニ修正ガゴザリマセヌカラ、原案通り極メテ宜シウゴザリマスカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案通り——二十七條別ニ修正ガ無イヤウデス、依ッテ原案通り極メテ宜シウゴザリマスカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ二十七條モ原案通り——二十八條決ヲ採リマセウ、修正ニ賛成ノ方ハ起立

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數原案ニ賛成ノ方ハ起立

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數原案ト極リマシタ——二十九條決ヲ採リマス、修正ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、原案ニ賛成ハ起立

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ原案ニ極マリマシタ

○伊藤大八君(百二十九番) 唯今本員ハ此案ニ就キマシテ、委員長ノ資格ヲ持チマシテ報道致シマスルノデゴザイマシタガ、本日ハ鐵道會議ガゴザイマシテ其方ニ參ッテ居リマシタカラ遅刻致シマシテ、其事モ出來マセナシテ遺憾トスル所デゴザリマス、ソレデ委員會ニ於キマシテ決議致シマシタ所ハ、不幸ニシテ本院ノ容ル、所ト相成リマセヌデ、實ニ我々ノ未熟千萬ナルコトヲ天下公衆ガ認メテ呉レルヤウニナッテ、誠ニ是ハ滿場諸君ニ謝サナケレバナラス、我々ニ取ッテハ實ニ此上モ無イ遺憾ナコトデゴザリマス、擬唯今マデ決議ニナリマシタコトニ就イテハ、モウ本院ノ決議デゴザリマスカ

如何トモスルコトハ出來マセヌガ、是ハ新聞紙法ト集會政社法ト出版法ハ、是ハ貴族院ニ決議ニナリマシタモ、迴ルモノデゴザイマス、迴ルモノデゴザイマスルガ故ニ、此二三日前ニ集會政社法ヲ決議致シマシタ時ニモ、此案デ申シマスル所ノ第十二條デス「罪犯ヲ曲庇スルノ論說ハ之ヲ記載スルコトヲ得ス、刑律ニ觸レタル者若クハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ又ハ」云々ト云フコトノ唯今決議ニナリマシタ所ト、集會政社法ノ決議ニナリマシタ所トハ、餘程字句ノ意味モ違ッテ居リマス、ソレカラ此原案ノ十九條ニ「新聞紙ニ記載シタル事項ニ付誹毀侮辱ノ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ其私行ニ涉ルモノヲ除クノ外被告ハ事實ノ證明ヲ爲スコトヲ得若シ是ヲ證明シタルトキハ其罪ヲ免

ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ」——修正說デハ「裁判所ニ於テ専ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ」ト云フコトニナッテ居リマス、此通りノ文面ニ矢張集會政社法ハ決議ニナッタノデアリマス、諸君ハ委員說ヲ何所マデモ排撃シテ委員ノヤツタモノハ、何デモ惡ルイ、妨主ガ惡クケレバ袈裟マデモ惡クイト云フ譯デ、一二日前ニ決議シタ所ノコトヲ、今日ニ至ッテ同一ナ決議ヲセズ、矢張原案ノ通ニ決シタト云フコトハ、實ニ是又天下ノタメニ此滿場諸君ガ信ヲ失フト云フ次第デゴザイマス、故ニ斯ウ云フコトノ不體裁ハ何トカ療治ヲ致シマセヌト云フト、實ニ貴族院ニ迴リマシテ又天下公衆ノタメニ笑ヲ遺スノデ千載ノ遺憾デゴザイマス、故ニ此等ノコトハ少シ見解ハ違ヒマスルカハ知リマセヌケレドモ、此三讀會ニ於テ字句ノ修正ト云フ中ニ入レテ、ドウカ此等ノコトハ集會政社法ト同一ニナル様本員ハ望ミマス、一方ハ委員說ガ成立タナイカラシテ苦情ヲ述ベルノデハナイ、唯議院ノ本分トシテ斯ノ如キ決議ヲナスト云フハ實ニ耻入ッタ次第體面ノナイ次第デ、僅カノ感情ノタメニ斯ノ如キ決議ヲシタカト、我々ハ笑ヲ千載ニ遺スハ遺憾デゴザイマス、故ニドウカ信用ノナイ我々委員デゴザイマスルガ、已ニ本院ニ於テ決議ヲ致シマシタコトデゴザイマスルガ故ニ、ドウカ字句ノ修正ニ入レテ其邊ヲ集會政社法ト同一ノコトニ引直スコトヲ、偏ニ希望致シマスルデゴザイマス

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 二百七十八番ハ今伊藤大八君ノ說ニ賛成致シマス、何ゼ之ヲ賛成スルカト申シマスルト、此儘決シマシタナラバ、此中皆ノ諸君ト云フ譯デハゴザイマセヌガ、諸君ハ隨分行政部ニ在ル人ガ官判ヲスルト非難ヲサレマスルガ、諸君ハ盲投票ヲスル、諸君ハ盲起立ヲスルト、世間カラ非難ヲ受ケルデアラウ、ソレハ何ゼデアアルカト申シマス、去ル十二日ニ議事日程ニ上ッテ殆ド滿場一致ノ勢ヲ以テ通過シタル集會政社法ハ如何ニト云フト、此新聞紙法案ト同様ノ精神ヲ以テ我々議員ハ議決ヲ致シマシタモノヲ其物ヲ同一日ノ間ニ三讀會ノ確定ヲシテ貴族院ニ迴ッテ、而シテ此新聞紙法案ニ至ッテハ、一讀會ニ於テ悉ク原案トナッタト云フコトニナリマス、我々委員ノ未熟ノ致ス所デアリマスケレドモ、諸君ハ盲投票ヲシタ盲起立ヲシタト云フコトヲ、世間カラ非難スルコトヲ惜ムコトデゴザイマス、今一ツハ如何ニト云フト、今一ツハ折角ニ委員ガ修正シタモノハ「ナ」ト云フ假名ヲ「爲」ト云フニスルコトマデモ、原案デナケレバナラスト云フコトデゴザイマスルガ、諸君ハ何ガ故ニ特別委員ヲ置クト云フコトヲセラレタカ、諸君ハ衆議院ヲ弄バレタト云フコトヲ、我々委員ノ未熟ナルガタメニ諸君ガ世間カラ非難ヲ受ケルコトヲ恐レマスルガ故ニ、私ハ伊藤大八君ノ說ヲ賛成致シマス

○議長(星亨君) 一寸伊藤君ニ聽キマスガ、九十六條デスカ、二讀會ノ終ニ於テ修正決議ノ條項ヲ字句ノ整理トスルノハ

○伊藤大八君(百二十九番) サウデス、是ハ這入ラナイノデゴザイマス、一

體ハ悉ク決議ヲシタモノデゴザイマスルガ故ニ

○議長(星亨君) ツレハ分リマシタガ、サウシテツレヲ前ノ委員ニ付スルト云フノデスカ

○伊藤大八君(百二十九番) サウデゴザイマセヌ、三讀會デ字句ノ修正ヲスルト云フコトデゴザイマス、色々ノ方法モゴザイマセウガ、ツレハ滿場諸君ノ決スル所ニ依リマス

○議長(星亨君) 二讀會ヲ了ッテ仕舞ッタト云フノデゴザイマセヌカラ、終ニ於テサウ云フコトガ出來ル……サウ云フコト、云ッテハドウカ知リマセヌガ、三讀會ヨリハ二讀ノ方ガ出來ル様ニ見エルデス

○元田肇君(百四十一番) 私ハ唯一箇條ヲ直シテ、權衡ヲ取ルト云フコトハ到底出來マイト思フ、私が申上ゲル迄モナク凡ソ法律ヲ編制スルト云フコトハ、權衡ヲ失ハヌ様ニスルハ當前デゴザイマス、然ルニ一方ノ法律案ハ或ル趣意ヲ以テカラニ成立ッテ居ル、サウシテ之ヲ可決シテ居ル、サウシテ條文ニ權衡シナイモノガ一二アルノヲ修正シタ所ガ、此案ノ片輪タルコトハ到底免カレヌデゴザイマス、ツレ故ニ私ハ傷ヲ蔽ハントスレバ尙ホ甚シク失ヲ遺ス嫌ヒガアルカラ、我々ハ止ムコトヲ得ズ貴族院ニ向ケタナラバ、又ドウカナルコトガアラウト思ヒマス

○議長(星亨君) 私ハ諸君ニ御相談シマスガ、之ヲ委員會ニ付シタ所ガ、又委員ガけんつくヲ喰フ様ニナッテハ往キマスマイカラ、詰リ仕方ナシニ極メテ仕舞ッテサウシテヤッタナラバ、又方法ガ付クデアラウト考ヘル、幾ラヤッタ所ガ仕方ガナカラウ

○角田眞平君(百五十七番) 私ハ議長ニ同意デ妙ナコトヲ云フノデ、……集會政社法ト新聞紙法案ト何ンデ一緒ニシナケレバナラヌカ、今日マデ集會政社法ト新聞紙法ト何時一緒ニ出タ、(默レト呼ブ者アリ)何時サウ云フコトガ出タ……私ハ知ラヌノデアル、此世ノ中ニハ集會政社法ノナイ時分ニ、新聞紙條例ガアルトカ、集會政社法ト新聞紙條例ト變ッテ出タ時モアル、世ノ中ガ違ヘバ違フノデ、此議會モ矢張終始一様デハナイ、新聞紙法案ニ就イテハ其考デ御遺リニナッテ、ツレヲ殆ド議會ノ神聖ヲ保ツ能ハザルガ如ク、恰モ議員トシテ黨派同士ガ相爭フ様ナ議論ヲスルニ至ッテハ、甚ダ我々ハ遺憾デゴザイマス、ツレ故ニ此通り決議ヲシテ仕舞フテ、更ニ來期ニ於テ直スナラバツレハ勝手デゴザイマス、然ルニ今姑息ノ事ヲスルコトハ速モ出來ヌ話デアルカラ、無論二次會デ決シタ通りニシテ當リ前デアラウト思フ

○議長(星亨君) ドウデセウ、二讀會ヲ終タト云フコトニシマセウカ

(異議ナシト呼ブ者多シ)

○加藤勝爾君(百二十一番) 官判或ハ官起立ト云フ様ナ説ガゴザイマシタガ、是ハ今反駁スル必要モアリマセヌ、サウ云フ風ニナッテ又彼是ガ起ルト感ズル故ニ、直ニ引續イテ三次會ヲ開イテ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(星亨君) 賛成ガアリマスカ

(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(星亨君) ドウデス、直ニ三讀會ヲ開クト云フコトニ就イテ異議ガナケレバサウ致シマセウ

(異議ナシト呼ブ者多シ)

○議長(星亨君) 然ラバ直ニ三讀會ヲ開クトニ致シマセウ、朗讀ハ例ニ因ッテ省キマス

新聞紙法案(箕浦勝人君外二名提出)

第三讀會

○石井定彦君(百七十五番) 三讀會ヲ省略シマシテ二讀會ノ決定通り

(三讀會ヲ開イテ居ルト云フ者アリ採決ト呼ブ者アリ)

○石井定彦君(百七十五番) 然ラバ決定ノ通り

(田中正造君上出來上出來ト呼ビ、仕方ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 決ヲ採リマス、即チ原案ニ賛成ト云フモノ、決ヲ採レバ宜シイト考ヘマス、原案ニ賛成ノ方ハ起立ナスッテ下サイ——原案ハ是デゴザイマス

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ原案通り三讀會ニ於テ極リマシタ、確定議トナリマシタ

(萬歲々々ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 是ヨリ本日ノ議事日程ノ第三ニ移リマス

第三 出版條例改正案

第一讀會ノ續(特別委員)

(伊藤大八君演壇ニ登ル)

○伊藤大八君(百二十九番) 諸君新聞法案ニ於キマシテハ、悉ク失體ヲ極メマシテ甚ダ遺憾千萬デゴザイマスルガ、此出版法ハ改正ノ所謂加賀美嘉兵衛君カラ提出ニナリマシタ案ニ、委員會ニ於テ改正ヲ施シマシタ點ハ少ナウゴザイマス、ツレデ一方ノ方デ信用ノ無イ委員デハゴザイマスガ、此出版法丈ニ附イテハ諸君ニ於テモ御信用下サッテ差支無カラウカト考ヘマス、(牧村眞君三日前ト云フノガアルマイネト呼ブ)暫ク御待チナサイ、但シ此第三條ノ文書圖書ヲ出版スルトキハ發行ヨリ到著スヘキ日數三日ト云フ、此修正ノ所丈ハ矢張是ハ三條ノ……加賀美君ガ提出サレタ通ニシテ置イテ差支無カラウト考ヘル、ツレカラ其他第五條ニ版權保護ナキ文書圖書ヲ出版スルトキ「若クハ」ト云フ字ヲ入レテ、其次ノ項ヲ削リマシタト云フハ是又正當ナコト、考ヘマスルシ、又諸君ニ於テ之ニ御賛成下サッテ差支ナイ箇條ト思ヒマス、ツレカラ第六條ノ文書圖書ノ發行者ハト云フモノ、下ニ、發行者ヲ兼ヌルコトヲ得ルト云フヤウニ委員會ニ於テ修正致シマシタノガ、是又適當ナ修正ト考ヘマスカラ、之ニモ御賛成ヲ願フ、ツレカラ第七條ノ其出版物ノ末尾ニト云フコトニ原案ハナッテ居ルノデゴザイマスガ、「文書圖書ノ末尾ニ」ト斯ウ云フ風ニ委員會ニ於テ修正致シマシテゴザイマス、是又大體ノ方針ニ於テ一向變

更ヲ來シタト云フコトデハゴザリマセヌ、唯文字ノ使ヒ方ヲ穩當ニシタト云フニ過ギナイノデゴザリマス、ソレカラ此第九條ノ用紙證書ノ類及ヒ寫眞ト云フ文字ヲ挿入致シタノデゴザリマスガ、是又加賀美君提出ノ第三十五條ヲ此處ニ一ツニ入レテ仕舞ッタト云フ譯デゴザリマスカラ、決シテ是モ方針ヲ違ヘタト云フ譯デハゴザリマセヌ、其他遺字等——落字等ガゴザリマスカラ、ソレヲ差加ヘマシタリ直シマシタリシタニ過ギナイノデアリマス、ソレカラ此第十條ノ外交軍事ニ關シ、公ニセサル官ノ文書トハ斯ウ云フ風ニゴザリマス所ニ、其他官廳ノ機密等及ヒ官廳ノ議事ト云フコトヲ入レマシタノハ、此條ハ矢張委員會ノ說ハ取ッテ仕舞ッテ此加賀美君ノヤウニシナイト云フト、矢張新聞法ト同ナル體裁ニナリマセヌカラ、サウ云フ風ニ相成リマスレバ適當ト考ヘマス、是ハ委員會ノ說ヲ曲ゲテ云フノデハ無イ、所謂新聞紙法決議ニナツタカラ、ソレト同一ニシテ委員會ノ說ヲツレニ同一ニスルト云フコトデゴザリマス、大體出版法ノ改正ノ趣旨ハ、斯ノ如クデゴザリマスカラ、唯今申上デマシタル所ノ宜イト申シタ所ハ宜イヤウニ決議シテ、惡ルイト申シタ所ハ惡ルイヤウニ決議アラムコトヲ、偏ニ希望致シマス

○議長(星亨君) 別ニ御議論ガナケレバ、決ヲ採ラウト考ヘマス

(政府委員法制局長官文學博士末松謙澄君演壇ニ登ル)

○政府委員(末松謙澄君) 諸君、唯今特別委員長ヨリ諸君ニ向ッテ御報告ガゴザリマシタ、成程新聞紙法ト權衡ヲ取ルト云フガタメニ、種々申サレタナラバ右様ノ說モ出ルカ知レマセヌガ、本員ハ唯今申シマスル所デハ、ドウカ此方ハ新聞紙ノ議決ヲ之ニ御及ボシニナラヌコトヲ希望致シテ居リマス、如何トナレバ新聞紙ニ於テハ前申スヤウナ次第デアリマシテ、色々諸君ノ中ニモ御議論ガアルヤウナ次第デアリマス、此決議ノタメニ出版法ノ所ニマデモ、色々御變ヘニナレバ是又茲ニ於テ新聞紙ノ如ク、絶對ノ反對ナドト云フコトヲ申サネバナラヌ勢ニナリマス、斯様ナコトハ申シタクナイノデアリマス、成ルベク此出版ノ如キハ委員會ノ如キ修正デアリマスレバ、先ツ大概意見ガ政府ト折合ガ付クニ近イト云フテ宜シイモノデアリマスカラ、是ニ於テハ何卒委員會ノ修正通りニ致スコトヲ諸君ニ本員ヨリ訴ヘルノデアリマス、ドウゾ此方ハ此方デ……サウデナイト、元ノ新聞紙ガ不完全ト云フノデアリマセヌガ、是ハ是トシテ夫ノ角田君ノ云ハレタ如クニ、必ズシモ新聞ト集會ハ同一ニシナイデモ宜イト云ハレマスカラ、此出版ノ方モ新聞紙ノ議決ト同一ニ致サナイデモ、宜カラウト云フ論理ガ生ジテ來ルデアラウト思ヒマス

○議長(星亨君) 決ヲ採リマセウ、即チ唯今議シテ居ル所ノ出版條例ハ、第二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトノ決ヲ採リマス、第二讀會ヲ開クト云フ方一贊成ノ方ハ起立

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ二讀會ヲ開クトニナリマス、是ヨリ本日ノ議事日程ノ第四ニ移リマス、……版權法案

第四 版權法案 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

○議長(星亨君) 伊藤君報告ハ……

○伊藤大八君(百二十九番) 版權法案デゴザリマスカ……

(伊藤大八君演壇ニ登ル)

○伊藤大八君(百二十九番) 版權法案ノ修正致シマシタ箇條ヲ申上デマス、理由ハ別段……此當春第三期ノ議會ニ於テ決議致シマシタ通ノ案デゴザリマスカラ、改正議案ニ於テ修正致シマシタ所ハたんとゴザリマセヌ、ソレ故ニ理由モたんとゴザリマセヌガ、唯直シマシタ點丈ヲ一寸御報道致シテ置キマス、第三條ノ「登記料」ト云フノヲ「登錄料」ト致シマシテ、サウシテツレニ末項ノ「版權登錄料及第九條ノ手数料ハ其金額ニ相當スル云々」ト云フ項ヲ削リマシタ、之ヲ削リマシタ理由ヲ申シマス、此印紙ヲ貼用致シマス時ハ、斯ウ云フ手續ニ成ッテ居ルノハ、普通一般ノ規則デゴザリマス、故ニ別段殊更此處ニ掲ゲテ置ク必要ハナイト云フ譯カラ、委員ニ於キマシテハ之ヲ削除致シマシタ

○議長(星亨君) 決ヲ採リマセウ、唯今議シテ居ル此版權法案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フ決ヲ採リマス、二讀會ヲ開クト云フコトニ贊成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ二讀會ヲ開クトニ……是ヨリ本日ノ議事日程ノ第五ニ移リマス、郡制改正法案……

第五 郡制改正法案 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

○議長(星亨君) 工藤君

○石井定彦君(百七十五番) 人員ニ不足ガアルヤウニ思ヒマスガ、三分ノ一以上ニ成ッテ居リマスカ

(アルノト呼ブ者アリ)

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○工藤行幹君(百九十七番) 私ハ、此郡制改正法案ノ特別審查會ノ結果ヲ御報道致シマス、此特別委員會ハ十二月五日始メテ會議ヲ開キマシタコトデゴザリマス、而シテ此條項ハ諸君モ御案内ノ通り、誠ニ箇條ガ多ウゴザリマスカラ、先ツ特別委員會ノ始ニ於キマシテ、大體ノコトヲ——大體ヲ議定スルコトニ致シマシタ、其大體ト云フコトハ即チ郡ニ條例ヲ設クルコトノ可否、

又二ニハ郡會議員選舉法改正ノ可否、三ニハ郡參事會ノ權限ヲ擴張スルノ可否、四ニハ郡參事會組織ノ可否、五ニハ郡長並ニ助役ヲ公選スルノ可否、六ニハ郡ノ組合ヲ設クルノ可否、七ニハ大地主ノ制ヲ廢スルノ可否、斯ウ云フコトニ大體區別ヲシテ、之ヲ一々審議致シマシタコトデゴザリマス、然ルニ此大體ニ就キマシテハ、郡會議員ノ選舉法ノコト、郡長公選ノコトハ、二人ノ反對ガアルテ他ノ六人ノ多數ヲ以テ可決致シマシタ、其他ノ條項ハ悉ク滿場一致ヲ以テ是ハ可決致シマシタ、ソレヨリ各條ノ審議ニ移リマシテ、即チ此諸君ノ御手許ニ御配布ニ成ッタデゴザリマセウガ、此改正ニナリマシタコトデゴザリマス其中ノ字句ノ改正ノ如キハ、之ヲ省略致シマシテ字句ノ改正ト云ヘバ、即チ冒頭ニ掲ゲテアル改正法案ト云フ字ヲ除イタ、或ハ第四條第一項ノ各郡トアルヲ「其」ト云フ字ニシテ唯各郡ノ各ノ字ヲ削リタ如キハ字句ノ修正デ、諸君モ豫テ御承知デゴザリマセウカラ、是ハ省キマスガ、第八條ノ處ニ大ニ少シク修正ガゴザリマス、此第八條ノ原案ハ郡會議員ハ四年ノ任期ニ致シマシテ、一年毎ニ半バヲ改選スルト云フコトニナツテ居タノデゴザリマス、之ヲ委員會デハドウシテモ之ヲ其半數改選トスル必要ハナイ、故ニ任期ハ四年トシテ四年目ニ悉ク一時ニ改選シタ方ガ宜イト云フコトデ、此條項ヲ改メタノデゴザリマス、其任期ハ四年ト云フコトニシテ、其第二項ノ方ハ悉ク削リテ仕舞ッタノデゴザリマス、此箇條ノ改正ニ就キマシテ後トノ第十八條第三十五條ニハ郡參事會ノ選舉モ同ジク一年ニ改正シタノヲ、是ガ四年トナツタカラ、是等ト鈞合ヲ取ルタメニ矢張四年ト改メタノデアリマス

ソレカラ第五十二條ノ二項ニ至リマシテ、郡長ノ歲ヲ限ルノハ是迄ハ二十五歲トアリマシタ、是ハ何分二十五歲デハ不穩當デアルカラ之ヲ三十歲ト改メルト云フコトニナリマシタ、ソレカラ第八條ニ至リマシテ、「其他ノ直接國稅ハ其國稅額ヲ超過スル」トアリマス、故ニ是デハ餘リ所得稅ノ方ニ賦課スルモノガ多クナルト云フコトデ、其「國稅額ヲ超過スル」ト云フヲ改メテ「百分ノ七十」ト改メマシタ、是又ノコトデゴザリマシテ、他ニ改メタモノハゴザリマセヌ、ソレヨリ各條審議ガ終リマシタ所デ、各員ノ熟考スルタメニ二三日休ミマシタ、即チ十三日ニ至ツテ又委員會ヲ開キマシタ、今度ハ三讀會ノ例ニ倣ツテ總體決議ヲ致シマシタ時ハ、滿場一致ヲ以テ第二讀會ニ決議シタ通りデ宜イト云フコトニ決議致シマシタコトデゴザリマスカラ、此段御報道ニ及ヒマス

○坂元規貞君(二十八番) 委員長ニ御尋シマス、本案ノ第三章ニ規定シテアリマスモノハ私ノ考ヘマスニ、是ハ憲法ニ違反シタモノト考ヘマス
是ハ憲法ニ違反シタモノト考ヘマス、ナゼ憲法ニ違反シタモノカト云フニ、憲法第十條ニ 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ストアル、其官制ト云フモノハ即チ地方官官制ト云フモノデ、其地方官官制ノ四十二條乃至五十一條ニ此郡長ノ職務其他ノコトガ一切掲ゲテアル、左スレバドウシテモ官制ニ違反スル……イヤ憲法ニ違反スル、即チ憲法十條ニ違反

スルモノト考ヘマスガ、委員會ノ方デハドウ云フ御意見デアリマスカ
○工藤行幹君(百九十七番) 委員會ニ於テハ毫モ憲法ニ違反スルコトハナイト云フコトデアアル、ソレハ現行ノ——ナゼ違反スルコトガナイカト云ヘバ、現行ノ郡制ハ諸君モ御存ジノ通り法律デゴザイマセウ、其法律ニハ即チ郡長ト云フモノハ是ガ官選ニナツテ居リマシテ、官選ニナルカラ即チ憲法ノ定ムル所ニ從ツテ 天皇ノ御定メニナル所デアリマセウ、今度ハ此法律ヲ改正シテ民選ニシテ仕舞フノデアリマスカラ何ゾ此法律ハ果シテ上下兩院ヲ通過シ、又政府ノ同意ヲ得テ 天皇ノ御裁可ヲ經テ實行スル以上ハ、何ノ是ガ憲法ニ違反スルコトハ少シモナイ、御心配ニハ及バヌコトデアラウト思ヒマス、何ゾ是ガ此處限リデアルモノデハナイ、ソレ——手續ヲ經テ法律トシテ實行スルモノデアアルカラ、毫モ御心配ハ要ルマイト思ヒマス……、外ニ御質問ガナケレバ……

○議長(星亨君) 九番

(朝倉親爲君演壇ニ登ル)

○朝倉親爲君(九番) 諸君、私ハ此郡長公選其他此箇條ニ就キマシテハ不贊成デアリマスルデ、先達テ一言述置キマシタガ、尙ホ此委員會トナリマシテモ私ノ意見ハ即チ少數意見ノ行ハレナイ譯デアリマシタガ、重ナル箇條ハ選舉法改正、又大地主ノ制、郡長公選此三箇條ガ此郡制改正案ノ重ナル骨子ノ箇條デゴザイマス、私ノ縣ニ於キマシテハ既ニ此郡制ヲ施行ニナツテ居ル所ニ就イテ、篤ト民間ノ有様ヨリ篤ト考ヘ……マスルニ、此選舉法ノ如キニ於テモ今ノ複選法ニ於キマシテハ、必ズ良イトモ信ジテ居リマセヌ、或ハ今日選舉等ニ就キマシテハ自治ノ——一町村ノ自治ニ協カラ——此自治ノ町村ガ本ニナリマスニ附イデハ、外ノ村ニヨリ八釜シウ云フデ選舉ノ時妨ラスルヤウナコト、又色ニナ黨派ノ軋轢ヨリ色ニノコトヲ申立ツル所ヨリ、自治ニ傷ケルヤウナコトガアルカト大ニ考ヘテハ居リマス、ケレドモマダ漸ク一二年コソ實施ニナツテハ、全國普ク實施ニナツテ居ラヌカラサウ且ニ變ヘルト云フコトニナツテハ、大ニ害モアラウカト云フ考カラ今此事ハ私ニ於テハ大ニ實務上ヲ見テ考ヘテ居ル譯デゴザイマス、先ヅ今日早ク改正スルニモ及バヌカト思ヒマス、又大地主ノ制ノ如キモ必ズ得失如何ト考ヘテ居ルガ、此兩案ニ於テハ必ズ此宜イト云フ判斷ハ付キマセヌ、ケレドモ先ヅ今日之ヲ早ク改正スルト云フハ又必ズイケヌト云フ考モアリマセヌガ、郡長公選ニ至ツテハ頗ルドウモイケナイト思ヒマス、ナゼトナレハ今日民間ノ有様ハ如何デゴザイマス、或ハ東京トカ大阪トカ重ナル市街ニ於テハ、選舉ニ於テモ餘リ後トニ弊害ガ殘リマセヌ、ケレドモ此田舎ニ於テハ選舉ノ後トノ弊ト云フモノハ、諸君モ御承知ノ通り隨分其毒ヲ遺シテ、夫レガタメニ種々ナル困難モゴザイマス、就イデハ今自治制ヲ施カレテ居ルケレドモ其自治モ旨ク參ル所ハ少ナイ、其中ニ郡長ヲ公選ニシテ——スルヤウナコトガゴザイマスレバ、此選舉ノ困難ハ又ドウデゴザイマセウ、實ニ云フニ忍ビサル程ノ事ガ段々アラ

ウト思ヒマス、我々衆議院ノ如キモ選舉ノ時ハドウデゴザイマシタカ、實ニ所ニ依レバ懇親會ヲ名トシテ酒ヲ飲マセ、又右ノ手ニすてつきヲ持チ、左デハ金ヲ蒔イテ選舉ヲ買フト云フヤウナコトハ各地往々アル、諸君ハ唯是マデ演場デハ政府ハ唯選舉干渉トバツカリ云フケレドモ、己レヲ責メルコトハ云ハヌ、ケレドモ私ノ考デハ今ノ選舉ノヤウナ有様デハ、ケレドモガ先ツ議員ト云フ者ハ中央ニ出テ天下ノ政治ニ參與スル者デ、地方ニ直接ノ關係ハナイカラ餘リ害ハナイ、ケレドモ郡長ヲ公選シタキハドウデゴザイマセウ、地方ノ仕事ヲスルコトハ多ク、全國七八分モ困難ヲシテ、實業ナドノ事ハ大ニ舉ラヌコト、ナツテ、我國ノ不幸ハ焉レヨリ大ナルコトハナカラウト思ヒマス、又經濟ノ點ニ就イテモ能ク御考ヘナスツテ御覽ナサイ、是迄公租ハ民間ニ於テハ滞リナク早ク納メル、ケレドモ地方稅村費トナツテハ納メ方ガ惡ルイ、ソレヲ郡制ヲ施イテ郡デ負擔ヲ持ツヤウニナルト、戶數割ノ如キヲ多ク掛ケナケレバナラス、戶數割ヲ餘計掛ケルニ就イテハ大ニ徵收ニ手數ヲ要シ、彼レ此レ差支ガ往々アツテ、此却ツテ公選ニナツタメニ村ニ困難ヲ起スダラウト思ヒマス、且ツ又我國ノ郡長公選ト云フコトニ就イテハ、能ク考ヘナケレバナラスコトガアル、郡長ヲ公選ニナツタ以上ハ知事モドウナルカ分ラヌ、進ンデ公選ニシナケレバナラスカモ知レヌ、サウ云フコトニナレバ我國ノ國體上ニモ考ヲ要サナケレバナラス、旁、以テ今日郡長ヲ公選ニナルト云フコトハ、大ニ御見込ガ違フテ居リハセヌカト思ヒマス、一寸御話申シマスガ維新ノ始ニ當ツテ言路洞開ト云ツテ訴訟函ヲ懸ケタ、即チ訴訟函ヲ懸ケタノハ百姓一揆ノ原ト、ナツテ居ル、ソレデ暫ク其事ガ止ンダ、ヤウナ次第デ、遂ニ此郡長ヲ公選シマシタノハソレトハ違フテ……ソレガタメニ今日我國ハ實業ガ進ンデ居ラネバナラスノガ、却ツテ今ヨリ退歩ヲ生スルダラウト思ヒマス、今日ノ有様ニ於テハ郡長ヲ公選スルノハ徹頭徹尾是ハ甚ダ宜シクナイコト、考ヘマスカラ、諸君ニ於テモ宜シク御反省アランコトヲ偏ニ冀望致シマス、此段ヲ申上ゲマス

○加藤喜右衛門君(十三番) 唯今反對ノ御説ガアリマシタガ、私ハ反對ノ要點ヲ駁スルマデモナク、決シテ心配ノコトハナイト思ヒマス、デ第一ニ郡長ノ公選ニスル……

○議長(星亨君) ドウ云フノデス、質問デスカ……意見ナラバ通告ガアリマス、私ノ考デハ前ノ一讀會ノ時ニ演ベラレタコトガアルヤウデ、……サウスルト立入君ガ通告ガアルケレドモ、同シ事ヲ二度言フト云フヤウナコトニナリハシナイカト思フ、サウスルト十三番ニ許シテモ宜シイ譯ニナル……ソレデハ十三番ニ許シマス

○加藤喜右衛門君(十三番) ソレデハ郡長公選ニ就イテ弊害ガアルト云フ唯今御論ジニナリマシタガ、決シテサウ云フ心配ハナイ、選舉ノ弊害ヲ舉ゲテ見レバ其他ニモ幾ラモ弊害ハアル、衆議院ノ選舉ノ弊ヲ舉ゲテ述ベラレタガ、一郡内デ選舉スルコトニナレバ多年府縣會議員ヲ選舉シテ來タ例モアルカ

ラ、選舉シタカラト云ツテ弊害ハナイ、好シ多少ノ弊ガアツテモソレニ對スル大キナ利益ガアルコトナレバ、是ハ止ムヲ得ヌト思フ、ソレカラ單選ガ惡イト云フコトヲ云ハレマシタガ、實際ニ於テ惡イコトハナイ、十何年カノ間單選デヤツテ來タノデアルカラ、是レ亦憂フルニ足ラヌ、又實施ノコトハ法律ガ出テカラ多ク實施ガシテナイト云フ議論ガアルケレドモ、三府四十餘縣ニ對シテ今十一二郡ニシカ施イテナイト、十三番ノ郡ナドニハ既ニ施イテアルガ、我々ガ實際見マスル所ニ依レバ、今日ノ郡制ハ郡制ト云フ名前ニシテ遣レルカト云フニ遣レナイ、自治デモ何デモナイ郡制デアル、先キニ實施シタモノデ其不都合ノ所ハ之ヲ改正シテ、完全ノモノヲ全國ニ施クノガ多數國民ノ利益ト考ヘマスカラ、却ツテ皆實施セヌ前ダカラ、今日コソ改正ガ適當ナ時期デアルト云フ考ヲ以テ、此案ニ就イテハ大賛成デアリマス、デ速ニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス、

(討論終結ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 決ヲ採ルコトニ致シマセウ

○坂元規貞君(三十八番) 反對ノ意見ヲ述ベタイ

○議長(星亨君) 討論終結ノ動議ガ出テ居リマス……決ヲ採ラヌデモ終結ト見テ宜シウゴザイマセウ

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ是ヨリ決ヲ採リマス、即チ唯今議題ニ上ツテ居リマス郡制改正案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトノ決ヲ採リマス、二讀會ヲ開クト云フニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ツテ二讀會ヲ開クト云フコトニ極リマシタ

○横井善二郎君(八十番) 直ニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(星亨君) 二讀會ヲ開クト云フコトハ出來ルガ、時ガアリマセヌセソレデ若シ動議ガアルナラバ決ヲ採リマセウカ、當リ前ノ順ニ行ツタラバドウデスカ

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○立石寛司君(八十五番) 採決ヲ願ヒタイ

○議長(星亨君) ソレデハ採リマセウ、詰リ此二讀會ヲ開クト極ツタ所ノ郡制改正案ヲ直ニ此處ニ於テ二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フ決ヲ採リマセウ、直ニ二讀會ヲ開クト云フコトニ賛成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、直ニ二讀會ハ開カナイト云フコトニナリマシタ、是ヨリ本日ノ議事日程第六衆議院規則改正案ニ移リマス

第六 衆議院規則改正案(川越進君外一名提出)

○議長(星亨君) 朗讀ヲシマセウ

(町田書記官朗讀)

衆議院規則中左ノ通改正ス

第八十六條中 建議案ノ下ニ「若クハ議院ノ意思ヲ表明スル決議案」ノ十六

字ヲ挿入ス

第九十二條中 逐條ノ下ニ左ノ割書ヲ挿入ス

(上奏及建議案ノ如キハ其文案)

第二百二十七條ニ左ノ但書ヲ加フ

但議員中其投票採決方ニ付異議ヲ申立二十名以上ノ賛成者アルトキハ

討論ヲ用井シテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

第六十條中 許可ヲ受クヘシノ下「公務又ハ」ノ四字ヲ削除ス

(川越進君演壇ニ登ル)

○川越進君(十四番) 衆議院規則ノ改正案、是ハ固ヨリ内部ニ屬スル事柄デ
ゴザリマシテ、實ハ發案者ノ存念ハ開會ノ始ニ當リマシテ、他ニマダ格別議
案ノナイ中ニ差出シタイ存念デゴザイマシタガ、段々手遅レニナリマシテ、今
日斯ノ如ク議事多端ノ際ニ當リマシテ此案ノ審議ヲ請ヒマスルヤウナ場合ニ
ナリマシタノハ、發案者ニ於キマシテハ、甚ダ遺憾トスル所デゴザイマス、前
ニモ申シマス通り是ハ内部ニ止リマスル事柄デゴザイマスレバ、却テ仰々シ
ク申シマスル程ノコトモゴザイマセヌケレドモ、改正ヲ必要ト致シマスル
以上ハ、其改正セント欲シマスル所ノ趣意ハ一應明ニシナケレバナリマセ
ヌ、デ理由書ニ附ケラレヌ所ヲ聊カ申述ベテ、諸君ノ御參考ニ供シマセウト
思ヒマス、此八十六條ノ議院ノ意思ヲ表明スル決議案ト云フコトヲ加ヘマシ
タノハ、是ハ諸君モ大方御記憶デゴザイマセウガ、實ハ第三期ノ議會ニ於
テ、佐々木正藏君デゴザイマシタカ御提出ニナリマシタル所ト趣意ニ於キマ
シテハ何モ變リマシタコトハナイン、デゴザイマス、故ニ今更此ニ就イテ
別ニ辯明シマスル必要モ無カラウト思ヒマス、要スルニ議院ノ意思ヲ表明ス
ル事柄ハ、其決議ノ事ヲ強固ニナラシムルガためニ、成ルベク之ヲ議スルニ議
事ヲ鄭重ニシタイ、即チ上奏案建議案ト同一ナ手續ニシタイト云フニ過ギナ
イ譯デアリマス、ソレカラ第九十二條ニ割リ書キヲ入レタイト申シマスノ
ハ、是ハ上奏案ノ如キ唯文案ニ止リマスモ、是迄ノ慣例ト致シマシテ、
單一ノ議會ヲ以テ議スルコト云フコトニナツテ居リマス、發案者ノ考ヘマス
ニハ、上奏案ノ如キ最モ重キ事柄ハ單一ノ場合デ之ヲ決議シマス日ニハ甚ダ
遺憾ノ場合ガアラウ、之ヲ近キ例ヲ舉ゲテ申シマスレバ、夫ノ第三期ノ議會
ニ於キマシテ有名ノ選舉干渉ノ上奏案デゴザイマス、是ハ其節ノ議事ノ實際
ヲ顧ミマスニ、夫ノ上奏案ナルモノハ僅ニ三票ガ四票ノ違ヒデ廢案ニ歸シマ
シタコトデゴザイマス、我々ハ素ヨリ反對者デゴザイマスカラ、誠ニ満足致シ
マシタ次第デゴザイマシタガ、其時ノ實況ハ如何デゴザイマシタラウ、ドウモ

此干渉ノ上奏案ト云フモノハ必要デアル、シナケレバナラナイガ、茲ニ提出ニ
ナツタル此文案デハドウシテモ同意スルコトガ出來ナイ、出來ナイガ故ニ止
ムヲ得ズ反對シナケレバナラナイト云フ御方迄ガ何程カアツタニ相違ナイ、
現ニ佐々木田君ノ如キ其御一人デアル、其他同様御方ニガ何程カアツタニ相違
ナイト考ヘマス、是ニ由ツテ之ヲ觀マスレバ夫ノ上奏案ガ否決シタト云フモ
ノハ、或ハ此議事ノ順序ノ宜シキヲ得ナイタメニ、否決シタノデハナカッ
カ、我々ガ満足致シマシタノハ一時ノ僥倖デハナカッ、私ハ思ヒマス、
若モ將來ニ於キマシテ斯様ナ重大ノ事柄ガ、議事ノ順序ノ宜シキヲ得ナイタ
メニ、議事規則ノ不完全ナルタメニ成立スベキ答ノモノガ、終ニ廢案ニ歸ス
ルト云フ様ナコトガアツテハ遺憾千萬デ、帝國議會ノタメニ寧ロ國家ノタメ
ニ惜ムベキコト、考ヘマス、ソコデ是等ノ議案ヲ議シマスニハ先ツ修正スル
ヤ否ヤト云フ大體ヲ極メテ、サウシテ文案等ニ於キマシテハ二議會ニ於テ十
分修正スル餘地ヲ與ヘテ置キタイ、サウシタラ此ノ如キ遺憾ガナカラウト云
フ考カラ、之ヲ改正致シマシタノデアリマス、ソレカラ百二十七條ニ但書ヲ
加フルノハ、是ハ現ニ一昨日夫ノ狩獵規則ノ事ニ就イテノ決議ノ際ニ、現ニ
諸君ガ御承知デゴザイマシタラウ、或ハ記名若クハ無名投票ヲ以テ決議スル
ト云フコトヲ議長ガ見込マレ、又ハ二十名以上ノ要求ニ依ツテ之ヲ施行スル
ト云フコトニ致シマシタ場合ニハ、ソレニ反對ノ意見ヲ持ツテ居ル者ガ居
テモ仕方ガナイ、規則上其通りニ執行シナケレバナラナイト云フ規則ニナ
テ居リマス、故ニ若シ此事柄ハ記名若クハ無名投票デ執行スルコト云フ時ニ、
ソレハ行ケナイ無用ナコトデアアル矢張當然ノ手續デ宜シイト云フ、或ハ又記
名ト云フニ無名ガ必要ト思フ、サウ云フ意見ノ人ガアツテ異議ヲ申立テ時
ハ、議會全體ノ意思ハ孰ニアルカ分ラヌ、其分ラヌコトヲ議長一己ノ見込
ヤ、二十名以上ノ要求通り執行スルコト云フコトニナレバ、議會全體ノ意思ニ
反スル採決法ヲスルト云フコトガ決シテナイトハ申サレマセヌ、故ニ此處ニ
但書ヲ加ヘマシテ、ソレ等ノ不都合ヲ防グ積リデ改正シヤウト申スノデゴザ
イマス、次ニ第六十條是ハ僅ニ「公務又ハ」ノ四字ヲ削除スルノデゴザイ
マス、其實ハ單一ノ公務ト云フモノヲ執ッテ仕舞フト云フニ過ギナイノデゴザイ
マス、公務ノタメニ議員ガ此當院ヲ缺席スルト云フノハ、或ハ町村長ノ如キ
モノト議員ト兼テ居リマス時モ、含蓄スルノデゴザイマセウケレドモ、重
ニ官吏ト議員ト相兼テ居ル場合ガ重デアリマス、ソコデ私ノ考ヘマスニ
ハドウモ此議員ト官吏ト兼テ居ル者ガ、唯々一片ノ居書ヲ以テ官吏ノ職務
ヲ執ルガためニ、議院ヲ缺席スルガ如キハ決シテ當ヲ得タモノデナカラウ、
官吏ト申シマスレバ屬官ニ至ルマデモ官吏デアル、唯一局部ノ事務ヲ執ル所
ノ官吏ト、立法ノ職務ニ大切ナル職務ヲ執ル者トハ權衡ヲ得タモノデナ
イ、ソレデ官吏ト議員ト兼テ居ル者ハ、權衡上カラ申シマシテモ、事ノ輕重
カラ申シマシテモ、其職務ヲ執ルガためニ一片ノ居書ヲ以テ議院ヲ缺席スル
ト云フガ如キハ、許スベキ事柄デナイト考ヘル、又之ヲ法律上カラ見テモ、今

日現行ノ法律カラ以テ考ヘマスルニ、衆議院選舉法ノ第九條ニ「宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官ハ被選人タルコトヲ得ス」其第二項ニ「前項ノ外ノ官吏ハ其ノ職務ニ妨ケザル限ハ議員ト相兼スルコトヲ得」斯ウゴザリマスル、前項ノ外ノ官吏ハ其職務ニ妨ケザル限リハ、議員ヲ兼ネテモ宜イ
斯ウアリマスル以上ハ、議員ヲ兼ネテ居レバ其職務ニ——差支ガアルト云フモノデアツタナラバ、勿論議員ヲ兼ネルコトハ出來ナイ、是ヨリ推シテ考ヘマスレバ、官吏タル者ガ議員ヲ兼ネテ居ル場合ニ於テ、其官吏ノ職務ヲ執ルガタメニ、議院ヲ缺席スルコト云フ筈ハナイ、斯ウ私ハ思ヒマス、議員ノ本分ヲ缺イデモ、——缺席シテモ其官吏ノ職務ヲ盡サナケレバナラナイ、議院ニ出席スレバ其官吏ノ職務ト云フモノニ差支ガ生ズルカラシテ、議院ヲ缺席シテ其官吏ノ職務ヲ執ラナケレバナラヌト云フモノデアツタナラバ、取リモ直サズ議員ヲ兼ネテ居レバ官吏ノ職務ニ妨ゲノアルモノト私ハ思ヒマス、斯様ニ思ヒマスルガ故ニ、此議院自ラ制定スル所ノ規則ニ於テ、公務ノタメニ一片ノ屆書ヲ以テ缺席シテモ宜シイト云フガ如キコトヲ規定シテ置クト云フノハ、議院自ラガ行政部ノタメニ膝ヲ折ツテ一步ヲ讓ルト云フベキ甚ダ不都合ナコトデアラウト考ヘマス、ソコデ此「公務又ハ」ト云フ四字ヲ削除シタイト云フトコトヲ茲ニ提出致シマシタル次第デゴザリマス

○鈴木萬次郎君(六十一番) 一寸御尋シマスガ「公務又ハ」ト云フヲ字取ッテ仕舞ッテ、ソウシテ役人ガ公務ヲ執ルタメニ缺席ヲ防グト云フコトデアリマスガ、取ッテ仕舞フト一片ノ屆書モ出サズニ缺席スル様ナコトニナリマスガ、丁度今ノ御説明ニ反對ノ結果ニナリマスガ、何處ニカサウスルト發案者ハ公務ノタメニ缺席スルコトガナラヌト云フ條項ヲ、御加ヘニナリマシタカ
○川越進君(十四番) 御答致シマスガ、ソレハ固ヨリ屆モセズシテ即チ缺席スルガ如キハ、議院法ノ許ササル所デアルト考ヘマス
○鈴木萬次郎君(六十一番) 議院法ノ何條ニアリマス、公務ノタメニ缺席スルヲ得ズト云フコトガアリマスカ
○川越進君(十四番) 正當ノ理由……ドウデゴザイマシタカ、何様届ナシニ缺席スルト云フコトハ許サナイト心得テ居リマス

(小西甚之助君演壇ニ登ル)

○小西甚之助君(九十二番) 散會ノ時間モ迫ッテ居リマスルカラ、極ク簡單ニ述ベル考デアリマス、私ハ本案ニ對シテハ反對ノ意見ヲ持ッテ居ル者デゴザイマス、サウシテ此改正ヲ致シヤウト云フ點ハ、四ツデゴザイマスルガ、其第一ノ點ハ八十六條中二十六字ヲ挿入致シテ、此議院ノ意思ヲ表明スル決議案ノ如キハ、法律案ヤ又ハ上奏建議案ト同様ノ手續ニ致シマシテ、豫メ其案ヲ各員ニ知ラシメヤウト云フノデアアル、是ハ誠ニ物ヲ鄭重ニスルト云フ上ニ就イテ同感デゴザイマス、併ナガラ一利アレバ一害ノ之ニ伴フト云フコトハ、誠ニ免ルベカラザル所ノ數デゴザイマシテ、鄭重ニスルト云フコトハ如何ニモ宜シイガ、又時ニ當リ事ニ臨ンデ最モ敏活ニ働キヲ付ケ様ト云フコトニ

於テ、甚ダ差支ヲ生ズルモノデアアル、故ニ是ハ矢張現行ノ規則ノ如クニ存シテ、何モ差支ガナイ、若モ其不意ニ出タル所ノ決議案ニシテ深思熟考ヲ要スルト云フモノデアツタナラバ、之ヲ委員ニ付託シテ取調ヲ致シ、サウシテ一面ニ於テハ其委員ニ十分ニ取調ベルコトヲ致サセ、一面ニ於テハ其時間ニ於テ自ラ考フルト云フコトニシタナラバ、即チ事ヲ鄭重ニスルト云フ所ノ目的ニ達シ得ルモノデアアル、故ニ斯ノ如ク欄柵ヲ加ヘテ敏活ノ働キヲ妨ゲルト云フコトハ宜シクナイト私ハ思フノデアリマス、次ニ改正ヲスル點ハ上奏案及建議案ノ如キハ、「其文案」ト云フ是ハ割書ヲ九十二條中「逐條」ト云フ下ニ加ヘヤウト云フコトデアアル、是レ亦物ヲ鄭重ヲ貴ブノ意思ヨリ出タルコトニシテ、其點ニ於テハ同感ヲ表スルコトデアアル、併ナガラ是レ亦事ノ敏活ヲ缺クト云フ所ノ憂ガ免レナイモノデアアル、提出者ハ言フ是迄ハ建議案若クハ上奏案ノ如キハ三讀會ノ手續ヲ經ナイノデ、單獨ノ讀會法ヲ以テ行キマスル、ソレデハドウモ文案ヲ撰ブト云フコトガ出來ナイ、故ニ是迄ノ例ヲ廢シテ、此上奏案建議案ノ如キハ三讀會ヲ要スルコトニシヤウト云フノデアアル、然レドモ私ハ此上奏案建議案ガ單獨ノ讀會法ニ依ルト云フコトハ、之ヲ先例ト見ルコトハ出來ナイノデアアル、即チ此上奏案若クハ建議案ノ如キハ、法律案ト事違ッテ必ズ三讀會ヲ經ナケレバナラヌト云フモノデアハナイ、三讀會ヲ經ルモノ經ナイモノ自由ノモノデアアル、然ラバ第三讀會ニ於テ單獨讀會法ヲ執ッタト云フモノハ、全ク其ドチヲ捨テ、モ宜イト云フ中ノ一ツヲ執ッタモノデアアルガ故ニ、何モ之ガ先例トナスベキ先例デアイト思フ、況ヤ先キノ先例ハ後ノ例ニ依ッテ之ヲ消滅セシムルト云フ所ノ效果モアルモノデアアル、而シテ最モ近イ所ノ例ハ何時デアアルカ、此間ダ官有ノ林野ニ關スル所ノ建議案ニ對スル時、又治水ニ關スル建議案ニ對スル時、是レ杯ノ如キハ特ニ委員ヲ設ケテ取調ヲサスト云フコト、ナツタノデアアル、是レ即チ最モ近イ所ノ例デアアル、併シ之ヲ以テ又必ズシモ、上奏案建議案ノ如キハ三讀會ヲ經ナケレバナラナイト云フ修正ニナツタトハ見ルコトガ出來ナイノデドチラニシテモ宜イ、其時ニ當リ宜シキヲ制シテ其一ヲ撰ンダコトデアアルガ故ニ、何モ是ガ先例トナルベキモノデアナイ、若シ單獨ノ讀會法ハ宜クナイ、此三讀會ヲ經ナケレバナラヌト云フコトニスルナラバ、茲ニ此割註ヲ加ヘタ丈デハ決シテ目的ヲ達スルコトハ出來ヌ、他ノ條ニ於テ上奏案建議案ノ如キ、三讀會ヲ經ルニアラサレバ決議スルコトガ出來ナイト云フ様ニシナケレバ、其目的ヲ達スルコトハ出來ナイト思フノデアリマス、次ノ點ハ此百二十七條ニ但書ヲ加ヘヤウト云フノデ、其趣意ハ議長ヤ又ハ議員二十人以上ノ意見ヲ以テ、直ニ投票法ヲ取ルト云フコトハ、議會ノ意思ニ反スル嫌ヒノアルモノデアアル、斯様ニ言ハレタルコトデアアル、是ハ實際ノ便益ノ上カラ考ヘルト云フト、少シク探ルニ足ルモノデアアルケレドモ、又深ク考ヘルト甚ダ道理ニ背クモノト思フ、此百二十七條即チ現行法ニ議長必要ト認メタル時、又ハ議員二十人以上ノ要求ガアツタ時ニ於テハ、起立ノ表決方法ヲ用ヒナクテ、記名若クハ無記名ノ

投票表決法ヲ用フルト云フコトニセラレタモハ、抑、故アルコトデ、此議長ノ職權ト云フモノハ如何ナルモデアルカ、申スマデモナク議場ヲ統理スルノガ即チ議長ノ職權デアル、サウシテ此統理權ノ中ニ於テ最モ重ナルモノハ何デアルカ、即チ議事ノ終局ヲ付ケルコト云フコトガ即チ重ナルモノデアル、サウシテ議事ノ終局ヲ付ケルニ於テ、最モ重ナルモノハ何デアルカト云ヘバ、表決法ノ選擇デアル、起立法ヲ用フルトカ、或ハ投票法ヲ用フルトカ、此選擇ハ最モ議長ノ特權ニ屬スルモノデアル、然レニ茲ニ議長ノ特權トシテ掲ゲテアルニモ拘ラズ、異議ヲ唱ヘテ之ヲ翻ヘシヤウト云フモノハ、是レ少シク與ヘテ奪フト云フモノニナリハ致シマスマイカ、又議員二十人以上ノ要求ノ場合ニ於テハ、本會ノ決議ヲ待タズシテ直ニ之ヲ執行スルコト云フコトハ、是ハ少シク理論ニ偏スルカハ存ジマセヌガ、最モ玄幽ナル所ノ理ガアルト思フノデアリマス、一體表決法ノ中ニ於テ起立法ヲ用フルト云フコトハ、ドンナモノデゴザリマセウカ、投票法ニ較ベルト實ハ略則デアル、又變則デアルト云フテモ宜シイコトデアル、其最モ基ク所ノ近キニ就イテ考ヘルト云フト、サウナルノデアアル、即チ起立法表決法ノ如キハ言ハミ略則デアアル、サウシテ投票表決法ノ如キハ是ハ正則デアアル、正式デアルト言フテモ宜シイモノデアアル、然ラバ茲ニ二十人以上ノ要求デ、投票表決ト云フコトニシヤウト云フモノハ、略則ヲ棄テ、正則ニ入ラウ、變則ヲ棄テ、正則ニ移ラウト云フト、即チ其理ヲ同ジウスルモノデアラウト思フノデアアル、然ラバ之ニ異議ヲ唱ヘテ其異議ノタメニ、又議場ニ問フト云フ様ナコトハ少シク此道理ニ背クモノデアアルマイカト思フノデゴザリマス、次ハ百六十條中ニアル所ノ「公務又ハ」ト云フ四字ヲ削ラウト云フノデアアル、其趣意ハ議員ノ職務ト他ノ公務トハ自ラ輕重ノアルモノデアアル、故ニ公務ノタメニ猥リニ缺席スルコトヲ許サヌ様ニシヤウト云フ精神デアリマス、併ナガラ凡ソ此末ヲ思フナラバ其本ト云フモノヲ慮ラナケレバナラヌモノデアアル、今日ノ衆議院議員選舉法ニ於テハ、官吏又ハ公吏ニシテ、議員ヲ兼ヌルコトハ或ル場合ヲ除ク外ハ許スコトニナツテ居リマス、然ラバ公務ノタメニ缺席スルコト云フコトハ、又止ムヲ得ザルコトデアアル、既ニ此本タル所ノ衆議院議員選舉法ニ於テ、官吏若クハ公吏ニシテ議員タルコトヲ許シテアルナラバ、茲ニ其公務ノタメニ缺席ヲシヤウト云フコトハ許サレナケレバナラヌモノデアアル、是ハ自然ノ結果ト見ナケレバナリマセヌ、斯ク言ヘバ或ハ言フデアラウ又既ニ言フタ、即チ衆議院議員ノ選舉法ノ九條ノ第二項ニ於テ、「前項ノ外職務ニ妨ケサル限ハ議員ト相兼ヌルコトヲ得」ト云フコトニナツテ居ル、故ニ此處ニ出ラレヌト云フ様ナ者デアアルナラバ、初メカラ議員ニナラヌ答ノ者デアルト、斯様ニ言ハル、コトデアアル、然レドモ此職務ニ妨ゲヌト云フコトハ、三箇月ノ間一日モ公務ヲ取ラナイデモ差支ガナイト云フモノデハナイノデゴザリマス、全ク其意味デアルト思フコト、致シマシタナラバ、此ニ公務ノタメニ缺席スルコトヲ拒ムト云フコトニ致スノハ、其原因タル衆議院議員選舉法ノ官吏公吏

ニシテ議員ヲ相兼ヌルコトヲ得セシメタル者ニ對シテ、甚ダ不都合デアラウト思フガ故ニ、私ハ本案ニ對シテ徹頭徹尾反對ヲセザルヲ得ナイノデゴザリマス

(討論終結ト呼ブ者アリ)

(採決々々ト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 決ヲ採リマセウ、討論終結ハモウ議論ノナイコトデゴザリマス、然ラバ、直ニ決ヲ採ル、是ハ即チ可否決デゴザリマス、贊成トカ反對トカ極リサヘスレバツレデ宜シイ、念ノタメニ——即チ本案ニ贊成ノ方ハ起立ナスツテ下サイ

起立者 少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、依ッテ本案ハ否決ニナリマシタ、是ヨリ明日ノ議事日程ヲ報道致シマス

(水野書記官長朗讀)

議事日程 第十四號 明治二十五年十二月十六日

午後一時開議

第一 辯護士法案(政府提出)

第三讀會

第二 酒造稅則中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員)

第三 明治二十二年法律第二十四號中改正法律案

(政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員)

第四 航路擴張建議案(西山志澄君外八名提出)

第五 松ヶ崎港開放ノ建議案(丹後直平君外一名提出)

第六 俸給稅法案(大岡育造君外三名提出)

第一讀會

第七 海軍改革建議案(杉田定一君外一名提出)

第八 外國工藝視察員派遣建議案(島田三郎君外三名提出)

○議長(星亨君) 是デ散會シマス

午後六時散會

衆議院速記錄第十二號正誤

頁	段	行	誤	正
二六四	上	二九	法律	法律ノ結果
二六四	上	三二	行	マシタ
			誤	正
			持チマシタ	

